

【計画全体】

	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	基本構想と基本計画は別冊とし、目的が違うことを明確にする。	基本構想はまちづくりに対する基本的な考え方を示す「理念」、目指すべき10年後の「将来都市像」、これを実現するための「施策の大綱」等を定めたものです。 基本計画は基本構想に基づき、計画期間内の基本的な施策を体系的に示したものです。 このように基本構想と基本計画は目的と役割に違いはありますが、両者は密接な関係にありますので、あわせてご覧いただいた方が分かりやすいと考えますので、合冊としています。
2	基本計画は毎年3月に見直して、新年度予算議会に報告すること。	基本計画は、前期・後期の各5年間の施策等を明らかにした計画として策定しており、計画の位置付け等を考慮しますと毎年度の見直しは効率的でないと考えます。 なお、基本計画の主要な事業を計画的に推進するために策定する実施計画は、社会状況の変化や財政状況を反映するため、3年間の計画とし、毎年度見直しを行なって作成しています。
3	2月16日に提案した「市民に分かる予算書・新行政機構組織」を参考に、行財政改革などに取り組むこと。	2月16日のご提案において、これからは「自治体を経営する時代」であり、そのためには、 1 新行政組織の編成替え 2 予算編成システムの構築と決算システムの再考 3 情報公開制度の徹底と改正 4 法務体制の確立 が必要で、これらを「市民を主体にした、分かりやすい形態に組替える」べきとのご指摘をいただいたところです。 また、今回は、上記の1及び2に関連して、「市民に分かる予算書・新行政機構組織」を参考に、行財政改革などに取り組むべきであるとのご指摘です。 これらのことにつきましては、0-2-1-施策の推進「成果を重視したマネジメントサイクルの確立」及び施策の推進「行政改革の推進」において計画しております。 また、0-1-1-施策の推進「情報の共有化」において、市民との情報の共有化を目指し、行政情報（計画、予算、評価に関すること等）の積極的な提供に努めることを計画しております。
4	市の計画には市民の意見や提案も大切してほしい。	各種の計画において、積極的に取り組んでいるところですが、第三次川越市総合計画の策定においても、お寄せいただいた御意見をできるだけ反映するよう努めました。
5	基本計画の各施策について「施策の推進」とあるが、「施策」でいいのではないか。	「施策の推進」は施策の目標を達成するために、どのようなことを行っていくかを示しているもので、これらを行うことにより、「施策」を推進するという意味で「施策の推進」としています。
6	「努めます。」「推進します。」「検討します。」「目指します。」などの言葉の違いが不透明である。意味の違いについて解説すべきだ。	文章作成においては、それぞれの言葉の意味を踏まえ、できるだけ分かりやすい表現とるようにしています。 一般的には、「努める」は力を尽くして行う場合に、「検討」は事柄を良く調べて当否を考える場合に、「推進」はある目的に向かって推し進める場合に、「目指す」は最初から特定のものだけを目標とする場合に用いています。

7	<p>第三次総合計画の策定で重要なことは、社会情勢が大きな転換期を迎えていることを認識し、第二次総合計画の延長でなく第三次総合計画は将来を見据えて、原点に立ち戻り逆転の発想で策定しなければならない。</p> <p>したがって、1980年～2026年までの人口、土地利用、社会構造環境の経緯・推移・計画を考察し、原点からすべてを見直して、将来を見据えた理念と（裏付けが見える）総合政策を明確にした、市民に判り易く、内容があり、納得のいく、第三次総合計画の策定をしていただきたい。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展、人口・産業構造の変化、IT技術の進歩、社会全体のグローバル化など、現在の社会情勢は10年前の予想を上回る変化を遂げており、日本全体としても成熟した社会への転換期を迎えているといえます。</p> <p>今後のまちづくりの基本的な考え方を示す総合計画の策定においても、これらの視点を認識することが必要と考えています。</p> <p>原案では、「本市をとりまく社会環境」において、今後の市政運営に大きな影響を及ぼすと考えられる6つの変化をとらえています。また、市民憲章の考え方を尊重しつつ、社会環境の変化から「協働」と「地域の活性化」を大きなテーマとして捉え、理念や将来都市像を定めるとともに施策を展開しています。</p> <p>なお、計画として具体性があり、かつ将来展望を示すために、基本構想の期間を10年、基本計画の期間を5年とし、更に分かりやすい計画書とするため、各施策を見開き2ページで表現するとともに、施策の指標を設定しました。</p>
8	<p>総合計画は、未来の川越市の方向づけをするものであるが、ほとんどの項目は本来行くべき方向と正反対に向っても計画通りと言ってしまうほど抽象的なものだ。</p> <p>例えば、「農業・農村環境の整備」という名目で森を切り開き、熊しか通らない道をつくることすら「総合計画に基づいた事業で、環境破壊でもないし、地域住民の希望だ」というふうに、事業を進めるための言い訳にも使える。</p> <p>要は使い次第ではないか。</p>	<p>原案は、従来の計画書から構成を大幅に見直して分かりやすいものとしています。総合計画の基本構想と基本計画は、その性格上抽象的な面もありますが、施策を推進する主要な事務事業については「実施計画」に記載します。</p> <p>なお、個々の事業を推進していく際には、多角的な視点から影響を調査し、他の分野との整合性を図りながら適正な事務事業の執行に努めていきます。</p>

【はじめに】

2 総合計画の名称、構成、期間

	意見の概要	意見に対する市の考え方
9	総合計画の策定は長期（30年）基本構想、中期（10年）基本計画、短期（3年）実施計画と広域地域、全市域、生活活動地域（学区）別に、市民参画で施策を策定するシステムの構築を早急に図っていただきたい。	原案では、計画として具体性があり、かつ将来展望を示すためには、基本構想の計画期間を10年、基本計画を5年、実施計画を3年とすることが望ましいと考えております。 ただ、御指摘の地域別の計画は、市民の皆様が総合計画をより身近なものとしてとらえる上で効果的な面もあると考えられますので、今後の検討課題とさせていただきます。
10	時代の急速な変化と市民のニーズを市政に反映した活きた第三次総合計画とするために施行中も市民参画で随時（毎年）見直すシステムの構築を施策として明記していただきたい	総合計画は、「基本構想（10年間）」-「基本計画（5年間）」-「実施計画（3年間）」の3層構造としております。特に、具体的な事務事業を実施していくための「実施計画」は3年間の計画期間としていますが、社会情勢の変化等を踏まえ、毎年度見直しています。 原案には、実施計画の期間に関する記述がないため、御指摘の趣旨を踏まえ、次のように記述を追加します。 【原案】 (3) 計画の期間 計画期間については、基本構想10年（平成18～27年度）、前期基本計画5年（平成18～22年度）、後期基本計画5年（平成23～27年度）とします。 【変更後】 (3) 計画の期間 計画の期間は、次のとおりとします。 基本構想 平成18年度(2006年度)～同27年度(2015年度) 基本計画 前期 平成18年度(2006年度)～同22年度(2010年度) 後期 平成23年度(2011年度)～同27年度(2015年度) 実施計画 3か年計画とし、毎年ローリング方式により改定 なお、「基本構想」-「基本計画」-「実施計画」のすべてを市民参画により毎年見直すことは、それぞれの計画の性格や事務の効率性を考慮すると適当ではないと考えます。 「基本構想」及び「基本計画」については、計画期間の満了時や社会状況の変化により計画の内容と現実が大きく遊離した場合などに改定を行いますが、その際には、原案策定時と同様に市民参画が必要であると考えています。

【基本構想】

2 都市づくりの目標

(1) 将来都市像（原案 17 ページ）

	意見の概要	意見に対する市の考え方
11	将来都市像の「みんなでつくる、ひと、まち、いきいき川越」は抽象的ではないか。	<p>将来都市像は、基本構想の理念に基づき10年後の川越市の姿を表現するものとして定めています。今回の将来都市像は、「ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越」と修正いたしました。これは、本市をとりまく社会環境から、「協働」と「地域の活性化」を一層明確に表現するため、「みんなでつくる いきいき川越」とし、更に厳しい社会環境の中、未来に向けて一層発展していくまちを目指そうと、「未来」という言葉を加えたものです。</p> <p>また、将来都市像は目指すべき将来像が具体的にイメージできることが重要ですが、同時に、そのイメージが端的に表現されていることも重要な要素であると考えましたので、このような簡潔なフレーズで表現しました。</p> <p>【原案】 「みんなでつくる、ひと、まち、いきいき川越」</p> <p>【変更後】 「ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越」</p>

<p>12</p>	<p>・第三次総合計画原案では、社会・経済・産業・環境・生活全般にわたる一大転換期の渦中にあるとの現状認識に欠け、「みんなでつくる、ひと、まち、いきいき川越」といった、いつでもどこでも当てはまる単なる標語のような将来都市像を示すにとどまっている。</p> <p>せめて、「本市をとりまく社会環境」の中で指摘した問題点を踏まえ、それに取り組む姿勢や、将来向かうべき方向、目指すべき将来像が具体的にイメージできる形を示すべきである。</p> <p>【提案】</p> <p>キーワード『安全・安心・安定・信頼・伝統・共生』</p> <p>川越市の将来都市像は 防災のまちづくりの伝統を受け継ぎ、安全・快適な暮らしと環境に恵まれた文化の香りが漂う すべての人にやさしく、思いやりのあるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> * 市民参画・「市民」「行政」「議会」が協働し創造できるまち * まちに活力を取り戻す・産業再生・強化！ * 歴史と伝統を受け継ぐまち・新たな歴史を創造する！ * 安全でやさしい・まちの機能の再生・強化 * 成熟・安定した町・資源・エネルギー循環型まちづくり * 安全・安心・信頼・新たなコミュニティの形成 * 地方分権から地域主権へ！ * 生きがいの感じられるまちづくり 	<p>将来都市像は、基本構想の理念に基づき10年後の川越市の姿を表現するものとして定めています。</p> <p>今回の将来都市像は、「ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越」と修正いたしました。</p> <p>これは、本市をとりまく社会環境から、「協働」と「地域の活性化」を一層明確に表現するため、「みんなでつくる いきいき川越」とし、更に厳しい社会環境の中、未来に向けて一層発展していくまちを目指そうと、「未来」という言葉を加えたものです。</p> <p>また、将来都市像は目指すべき将来像が具体的にイメージできることが重要ですが、同時に、そのイメージが端的に表現されていることも重要な要素であると考えましたので、このような簡潔なフレーズで表現しました。</p> <p>【原案】 「みんなでつくる、ひと、まち、いきいき川越」</p> <p>【変更後】 「ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越」</p>
-----------	---	--

【基本構想】

2 都市づくりの目標

(3) 将来人口（原案18ページ）

	意見の概要	意見に対する市の考え方
13	<p>人間社会のすべてのこと（まちづくり計画）は、人口構成と総人口の情勢によって成り立つと言っても過言ではないと考える。この肝心なことを考察して課題を浮き彫りにした、（裏付けのある）総合施策を明記していただきたい。</p>	<p>人口に関する問題は、総人口の減少とともに、急激な少子高齢化が招く人口構成の変化があると考えています。御指摘の人口構成と総人口の情勢については、基本計画の「2 人口推計」において掲載し、本市における人口の動向、人口構成比、生産年齢人口、老年人口、少子化などについて整理しています。また、急激な少子高齢化と人口減少は、社会保障制度をはじめとした社会経済全体に影響を与えられますが、この課題の認識については、「本市をとりまく社会環境」において整理しています。</p>
14	<p>人口に関しては、2010年に団塊の世代が定年を迎え生産人口が大きく減少したり、生産人口の中核となる25～45才にフリーター（ニートを含む）が増加するなどの課題があり、税収の落ち込みや社会保障費の増加に加え、国、県からの予算の削減も見込まれる。</p> <p>そこで、フリーター（ニート）と今の子供たちに生産意欲と能力を持たせるための長期総合教育と、出産人口の生活不安による出生率の低下解消等の課題を総合的、計画的に勘案した（裏付けのある）総合政策を明記していただきたい。</p>	<p>人口構造の変化や若者の就労意識の変化から、生産力の低下は深刻な問題となりつつあります。その対策として基本計画においては就業支援や職業能力の開発に努めていくことを位置付けています。また、児童生徒に対しても、各種の体験事業や地域の人々との交流を通じて働くことの重要性を教育において伝えていくことを位置付けております（第2章「教育・文化・スポーツ」及び第4章「産業・観光」）。少子化への対応としては、多様な働き方の実現や安心して子育てできるための支援等に努めていくことを位置付けております（第1章「保健・医療・福祉」）。</p>
15	<p>（人口は）総合計画の策定のすべての基となることであり、もっと詳しく明記していただきたい。</p> <p>ア 人口の推移 表は昭和30年の合併から平成17年調査と平成37年（20年後）までの推計を明記していただきたい。</p> <p>イ 人口の推移 グラフは昭和60年～平成37年（20年後）までの間を明記していただきたい。</p> <p>ウ 人口の過去、現在、将来に関する分析・考察をもっと詳しく明記していただきたい。</p>	<p>人口推移を更にさかのぼって掲載することについての御指摘ですが、原案では近年の人口動態の傾向を把握するため、昭和55年からのデータを掲載しています。将来の人口推移の考察に関する御指摘ですが、将来人口の推計に当たっては、過去の人口動態のほか、人口増加が見込まれる開発事業等の要因を加味しています。しかし、今後の社会状況の変化や総合計画に掲載されている施策の推進による人口の影響を長期間にわたり見通すことは困難であること、また、原案の計画期間が10年であること考慮し、グラフとしては平成27年までを明記し、その後の推移については注釈をつけています。</p>

【基本構想】

2 都市づくりの目標
(4) 土地利用構想（原案19ページ）

	意見の概要	意見に対する市の考え方
16	都市計画法の施行（昭和43年）から現在まで（人口の経緯・推移・計画との関係も含めて）土地利用計画の経緯・推移・計画が、土地利用政策と施策が適切であったか評価・考察し、現状の課題を浮き彫りにして、将来（平成37年まで）の土地利用政策、構想を明記していただきたい。	基本構想の「土地利用構想」及び基本計画の「土地利用」は、計画期間における土地利用や活用の基本的な方向性を示すことを主たる目的としています。 御指摘の土地利用に関する経過や課題の記述の必要性は、総合計画が市政全般にわたる計画であることや、都市計画に関しては「都市計画マスタープラン」などの個別計画が位置付けられていることを考慮しています。 このため、「土地利用構想」及び「土地利用」では、土地利用の方向性を示すことに力点をおいているため、土地利用政策の評価等については記述していません。
17	将来の土地利用政策は現状の土地利用状況に、今後の社会情勢（人口の減少・成熟社会）、地域社会の特性、地理的条件等を良く見据え、自然環境を創生する土地利用政策・構想を明記していただきたい	市は、自然環境の保全、育成、創造に努め、安全性、利便性、快適性、そして地域の特徴を考慮した自然と調和の取れた魅力ある都市を創造していくため、総合的、計画的な土地利用を進めていく必要があることを認識し、土地利用構想を策定しています。

【基本構想】

3 施策の大綱（原案22ページ）

	意見の概要	意見に対する市の考え方
18	・情報技術化による社会構造、産業構造、経済構造等の変革は、あらゆる人間社会のソフト、ハード両面に影響して社会環境の変革をもたらしている。 この社会環境の変革の経緯と推移を考察して課題を浮き彫りにした（裏付けのある）総合政策を明記していただきたい（心の時代の形成、循環型社会の形成の促進）。 ・市民生活における個々の事項を個々の分野で考えず、人生の年代別の課題を総合的にコミュニティ（地域社会）で対応する施策を明記していただきたい。	長引く経済の低迷、少子・高齢社会の到来、経済のグローバル化、急激なIT社会の進展などによる社会環境の変化が指摘されています。 総合計画においては、社会環境や市民意識の変化等を踏まえ、さまざまな社会的課題に対応するための施策を展開しています。 なお、ライフステージにあわせた施策の展開も、計画立案の手法としては効果的な面もあると考えられますが、社会環境の変化や課題を踏まえた施策を体系的に整理し、事業評価と連携を図ることがより理解しやすいと考えています。

19	<p>情報技術化を駆使し、人と人が心で結ばれたネットの地域社会（コミュニティ）の施策を策定するシステムの構築を明記していただきたい。</p>	<p>市では情報技術（IT）の活用として、0-2-4「電子市役所の推進」の「行政サービスのオンライン化」では、市民と行政の双方向による情報の流通を位置付けています。 また、6-1-1「地域コミュニティ活動の推進」では、「川越市掲示板やインターネットなどを活用してのコミュニティ情報の提供」などを位置付けています。 これらIT化への取組みを推進することにより、新しい地域コミュニティの形成を目指していきたいと考えておりますので、記述の追加は行いません。</p>
----	--	---

【基本構想】
 2 都市づくりの目標
 (1) 将来都市像（原案17ページ）

	意見の概要	意見に対する市の考え方
20	<p>「1 協働によるまちづくり」の6行目を「諸計画の策定過程などにおける市民参画のしくみや条例などの制度を整備します。」と変更したかどうか。 <理由> 行政は条例により確かな仕事をします。特に市民参画は条例化が必須であることから条例などの制度へ取り組むことを記述すべきです。</p>	<p>「施策の大綱」は、将来都市像を実現するための政策や施策の方向性を明らかにするものであり、この方向性を受けて具体的な施策への取組を基本計画で明らかにしています。 市民参画の条例化は、「市民参加のしくみ」の具体例であると考えられますので、制定を検討する条例をよりイメージしやすいものとするため、基本計画の0-1-1-施策の推進1「市民参加のしくみづくり」において「自治基本条例など」と、記述を追加しております。</p>

【基本構想】
 3 施策の大綱（原案22ページ）
 (2) 分野別の方向性
 3) 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち - 都市基盤・生活基盤 - （原案25ページ）

	意見の概要	意見に対する市の考え方
21	<p>「市民参加」の取り組みや「協働」の実現については、各所で強調されているが、「3. 施策の大綱（P23～27）」の分野別の方向性を見ると、「- 都市基盤・生活基盤 -」は「市民参画」らしき文言が一切ありませんでした。</p>	<p>「都市基盤・生活基盤」の分野は、道路、交通、河川、上下水道等の基盤整備が中心となることから、施策の方向性を明らかにする「施策の大綱」においては、「市民参加」や「協働」を明示することが表現上難しいといえます。 しかし、この方向性を受けて具体的な施策の取組を明らかにする基本計画では、3-1-1「計画的なまちづくり」や3-1-4「景観に配慮したまちづくり」において協働の視点を明記しております。 また、個別の分野における協働の視点は、施策の大綱（1）「全体に共通する方向性」において市民、行政、各種団体による「協働」の方向性を前提としており、必ずしもすべての分野の方向性に記述する必要はないと考えます。</p>

22	<p>観光で来訪者を歓迎しようとするのであれば、「都市基盤・生活基盤(P25)」の「都市の魅力の創出」において観光エリア等を勘案した記述を加えて強調すべきである。</p>	<p>「施策の大綱」の方向性の一つである「都市の魅力の創出」は、土地の利用や都市拠点となる地域や施設の整備における方向性を示すものです。観光エリア等に関する記述を加えることは、基本計画における具体的な施策との整合性や文章のバランスという点でも難しいと考えます。</p> <p>御指摘の「観光で来訪者を歓迎する」という趣旨は、「産業・観光」の「2 観光による地域振興」及び関連する基本計画の施策である4-2-2「観光環境の整備」において施策を展開しております。</p>
----	---	---

<p>【基本構想】</p> <p>3 施策の大綱（原案22ページ）</p> <p>(2) 分野別の方向性</p> <p>4) にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち - 産業・観光 - （原案25ページ）</p>	
---	--

	意見の概要	意見に対する市の考え方
23	<p>・「市民参加」の取り組みや「協働」の実現については、各所で強調されているが、「3.施策の大綱(P23~27)」の分野別の方向性を見ると、「-産業・観光-」は「市民参画」らしき文言が一切ありませんでした。</p>	<p>「産業・観光」の分野は、それぞれの業種の事業者や団体などとの連携に関する施策が中心となることから、施策の方向性を明らかにする「施策の大綱」においては、「市民参画」や「協働」を明示することが表現上難しいといえます。</p> <p>しかし、各種事業者や団体などとの連携（産学官（公）連携など）は、「協働」という視点を踏まえたものであり、施策の大綱（1）「分野（全体）に共通する方向性」において市民、行政、各種団体による「協働」の方向性を念頭に置いています。</p> <p>また、個別の分野における協働の視点は、施策の大綱（1）「分野（全体）に共通する方向性」において市民、行政、各種団体による「協働」の方向性を前提としており、必ずしもすべての分野の方向性に記述する必要はないと考えます。</p>

【前期基本計画】
2 人口推計（原案30ページ）

	意見の概要	意見に対する市の考え方
24	今後どのような推移で人口が減少して行くかは将来的課題であり、（年齢別人口構成表とグラフにより）平成37年まで考察・推計して明記していただきたい。	将来の人口推移の考察に関する御指摘ですが、将来人口の推計に当たっては、過去の人口動態のほか、人口増加が見込まれる開発事業等の要因を加味しております。しかし、今後の社会状況の変化や原案に掲載されている施策の推進による人口の影響を長期間にわたり見通すことは困難であると考えております。 なお、第三次川越市総合計画原案では、計画期間が10年であること考慮し、グラフとしては平成27年までを明記し、その後の推移については注釈をつけています。
25	近い将来の劇的な課題は総人口の減少の問題ではなく、年齢別人口構成の変化である。よって、年齢別人口構成の推移に生産人口の内訳として失業労働者、フリーター人口、ニート人口を明記するとともに、高齢者の内訳として実働生産人口（納税人口）を詳細かつ大胆に考察・推計して明記していただきたい。	人口に関する問題は、総人口の減少とともに、急激な少子高齢化が招く人口構成の変化があると考えます。御指摘の生産年齢人口の内訳は、雇用政策等の推進においても重要と考えられますが、今回の人口推計においては生産年齢人口の内訳に関する推計を行っておりません。 また、景気の動向、雇用環境の変化、労働政策の展開により変化していくことを考慮すると、数値を推計していくことは、技術的にも時間的にも制約があると考えます。

【前期基本計画】
3 土地利用（原案32ページ）

	意見の概要	意見に対する市の考え方
26	総合計画に都市計画法（昭和43年）の施行後から現在までの土地利用計画の経緯、評価、考察を詳細に明記し、将来のまちづくりの構想を実現するための計画的で政策的な土地利用計画としていただきたい。	基本構想の「土地利用構想」及び基本計画の「土地利用」は、計画期間における土地利用や活用の基本的な方向性を示すことを主たる目的としています。 御指摘の土地利用に関する経過や課題の記述の必要性は、総合計画が市政全般にわたる計画であることや、都市計画に関しては「都市計画マスタープラン」などの個別計画が位置付けられていることを考慮し、「土地利用構想」及び「土地利用」に関しては、土地利用の方向性を示すことに力点を置いていきます。
27	土地利用政策の評価と考察を市民に公開し、市民参画で総合的、計画的な土地利用計画を策定する制度を明記していただきたい。	基本計画の「土地利用」は、計画期間における土地利用や活用の基本的な方向性を示すことを主たる目的としています。 御指摘の土地利用計画を策定する制度は、計画の策定手法に関するものであり、「土地利用」において位置付けることは難しいと考えます。 なお、市民参加によるまちづくりの手法の検討については、3-1-1「計画的なまちづくり」において位置付けています。

【前期基本計画】
 共通施策 協働によるまちづくりと健全な行財政運営の推進
 第1節 協働によるまちづくり
 施策1 市民参加と協働の推進
 施策の推進 1 市民参加のしくみづくり

	意見の概要	意見に対する市の考え方
28	市民参加によるまちづくり条例を策定するシステムの構築を施策として明記していただきたい。	市民との協働を推進する上ではしくみ作りが重要であると考えており、0-1-1「市民参加と協働の推進」において「市民参加を進めるための条例の制定について検討します」という表現をしております。しかし、制定を検討する条例をよりイメージしやすいものとするため、次のとおり修正します。 【原案】 市民参加を進めるための条例の制定について検討します。 【変更後】 市民参加を進めるため自治基本条例などの条例の制定について検討します。
29	全国で68もの市町が「住民自治基本条例」や「住民参加条例」の制定（策定中を含む）を行い、現在でもさらに拡大しつつある。「川越市の今後10年にわたるまちづくり」は、こうした先進自治体の例を十分に検証し、市民・行政・議会が知恵を出し合い、協働して、川越独自の「市民参画まちづくり条例」、「市民自治基本条例」といった具体的システムを早急に構築すべきである。	市民との協働を推進する上ではしくみ作りが重要であると考えており、0-1-1「市民参加と協働の推進」において「市民参加を進めるための条例の制定について検討します」という表現をしております。しかし、制定を検討する条例をよりイメージしやすいものとするため、次のとおり修正します。 【原案】 市民参加を進めるための条例の制定について検討します。 【変更後】 市民参加を進めるため自治基本条例などの条例の制定について検討します。
30	今回総合計画策定時に初めて導入された「かわごえ市民会議」を「自治基本条例」や「市民参画まちづくり条例」等に位置付け、組織・構成・役割・活動内容等を明確にする。設置形態は、全市規模の「市民会議」、それぞれの地域の「地域市民会議」、地区対象の「地区市民会議」として常設型とすべきである。同時に、協働するための根本となる情報・知識の交換・共有を速やかに行えるシステムの構築と運用管理体制を整備し、大学・研究所等の専門機関や企業、NPOなどの活動団体との連携強化を図る必要がある。	市民との協働を推進する上ではしくみ作りが重要であると考えており、0-1-1「市民参加と協働の推進」において「市民参加を進めるための条例の制定について検討します」という表現をしております。しかし、制定を検討する条例をよりイメージしやすいものとするため、次のとおり修正します。また、「かわごえ市民会議」の設置については、条例の制定過程において検討することが望ましいと考えます。大学等との連携強化については、0-1-1-施策の推進4「協働のしくみづくり」において「協働による事業展開」として位置付けています。 【原案】 市民参加を進めるための条例の制定について検討します。 【変更後】 市民参加を進めるため自治基本条例などの条例の制定について検討します。

31	協働によるまちづくりを目指すなら、市民参画条例の策定が必要ではないか。	<p>市民との協働を推進する上ではしくみづくりが重要であると考えており、0-1-1「市民参加と協働の推進」において「市民参加を進めるための条例の制定について検討します」という表現をしております。しかし、制定を検討する条例をよりイメージしやすいものとするため、次のとおり修正します。</p> <p>【原案】 市民参加を進めるための条例の制定について検討します。 【変更後】 市民参加を進めるため自治基本条例などの条例の制定について検討します。</p>
32	市民参加には「市民参画条例」制度が重要かつ必要であるが、平成22年度までの時間を考えれば、明確に条例の取組みと制定の時期を明示すべきだ。	<p>市民との協働を推進する上ではしくみづくりが重要であると考えており、0-1-1「市民参加と協働の推進」において「市民参加を進めるための条例の制定について検討します」という表現をしております。しかし、制定を検討する条例をよりイメージしやすいものとするため、次のとおり修正します。</p> <p>【原案】 市民参加を進めるための条例の制定について検討します。 【変更後】 市民参加を進めるため自治基本条例などの条例の制定を検討します。</p>
33	市民の請願権の確立とそれを保証する制度が必要だ。	請願権は、憲法上保障された権利として確立しており、請願法、地方自治法等において制度が整備されており、官公署には請願を誠実に処理することが義務付けられております。
34	市の広聴制度が形骸化してないか検討する必要がある	<p>川越市の広聴活動には、市政懇談会、市民目安箱、インターネット「市政への提案」、陳情・要望、市民意識調査などがありますが、これらを有効に活用し、意見・提案等を市政に反映するよう努めています。</p> <p>原案では、0-1-1-施策の推進2「情報の共有化」の中で、広聴機能の充実が位置付けられておりますので、今後もよりよい制度となるよう検討してまいります。</p>
35	<p>市民の意見を吸い上げ、協働の力でまちづくりをうたっているが、お題目に終わらせない工夫が必要だ。市民の市政参加の意欲を盛り上げるアイデアを募集して欲しい。</p> <p>また、市民参加の結果が反映されることが期待されなければならない。市民参加だ、やれ協働だと、もっともらしい言葉を並べても、今までの例ではただ「聞き置だけ」に終わっている。</p>	<p>市では第三次川越市総合計画原案を作成するに当たり、公募による「かわごえ市民会議」を設けて広く市民の方々より意見をお聞きし、原案への反映に努めたほか、今回のようなパブリック・コメントも実施しております。</p> <p>また、各種事業計画などを策定する場合は計画案を公表し、広く市民の方々を対象にパブリック・コメントを募集し、反映に努めているところです。</p> <p>市政全般における提案制度としても「市民目安箱」を実施しており、乳幼児医療費支給の対象範囲の拡大など、提案いただいた意見を市政に反映しております。</p>

36	<p>P44 施策の推進では、「1.市民参加のしくみづくり 市民参加を進めるための条例の制定について検討します。」と努力目標へと大幅に後退しています。</p>	<p>市民との協働を推進する上ではしくみづくりが重要であると考えており、0-1-1「市民参加と協働の推進」において「市民参加を進めるための条例の制定について検討します」という表現をしております。この表現は、制定を念頭に置いた表現であり、御指摘のような努力目標として記述したものではありません。しかし、制定を検討する条例をよりイメージしやすいものとするため、次のとおり修正します。</p> <p>【原案】 市民参加を進めるための条例の制定について検討します。 【変更後】 市民参加を進めるため自治基本条例などの条例の制定について検討します。</p>
37	<p>市民参画の推進を図るためにパブリック・コメントの制度化を施策として明記していただきたい。</p>	<p>パブリック・コメントは、現在制度化に向けて検討中です。</p>
38	<p>「パブリック・コメント制度を（平成17年の早期に）条例化し、平成18年度より運用」と明記すること。</p>	<p>パブリック・コメントは、現在制度化に向けて検討中です。</p>
39	<p>「審議会等の委員選出条例を（平成17年の早期に）制定し、年齢制限、在任期間、重複の禁止、公募委員1/5の確保、女性割合30%、法定外審議会等の議員選出禁止等を規定して、平成18年度より運用」と明記すること。</p>	<p>審議会の委員の公募につきましては、今年度策定した実施基準により幅広く公募を行ってまいります。なお、このことにつきましては、0-1-1-施策の推進3「行政の透明性の向上」において位置付けています。その他審議会の委員の選出方法に関しましても検討を進め、今後、基準の策定を行えるよう努めてまいります。</p>
40	<p>現在のように一部専門家が、委員会や審議会をリードする形で進めることは効率的ではあっても、市民自身の主体性や意欲、創造性を育てる点などから好ましい方法とは言い難い。 また、市民自体、十分な専門的知見やファシリテーターとしての能力を有している場合も少なくないことも含め、必要に応じて専門家の知見を求めたり、場合によっては専門部会の設置を行う形とすべきである。</p>	<p>審議会の委員については今年度策定した実施基準により公募を行い、市民の参加を募っております。その他審議会の委員の選出方法に関しましても検討を進め、今後、基準の策定を行えるよう努めます。 また、関係者の出席要請などの委員会や審議会の運営方法に関しては、審議内容や進行状況に応じて、それぞれの委員会や審議会の判断で弾力的な運用を図るべきであると考えます。</p>
41	<p>現在、各種委員会・審議会のほとんどにおいて、市民以上の数の市議会議員が参加しているが、市議会はいくまでも「市民・行政」によって策定された施策を、市民によって認められた自らの見識で、公正に検討・審議・承認（あるいは否認）する立場を保つべきで、議会での審議以前に不十分な形で立案自体に直接関与すべきではない。</p>	<p>審議会委員の選出方法に関しては、検討を進め、今後、基準の策定を行えるよう努めます。</p>

【前期基本計画】
 共通施策 協働によるまちづくりと健全な行財政運営の推進
 第1節 協働によるまちづくり
 施策1 市民参加と協働の推進
 施策の推進 2 情報の共有化

	意見の概要	意見に対する市の考え方
42	情報公開について明確な記述がないが、議会や審議会等の議事録については、詳細な議事録を作成し、進んで公開するべきではないか。	情報公開につきましては、市民の市政への参加の促進と開かれた市政を推進するため、平成9年度に情報公開条例を施行し、今年度で9年目になります。利用件数も年々増加し、制度が市民の間に浸透してきているものと考えております。 したがいまして、原案においては、「情報公開」という言葉を一歩進め、「市民との情報の共有化を推進するとともに、市民に開かれた透明性の高い行政運営」という言葉に置き換えたものです。 議会の議事録は情報公開窓口や市ホームページでも公開しておりますが、今後とも行政情報の積極的な提供に努めていきたいと考えています。
43	情報弱者（パソコン・携帯不所持者）への適切な対応が必要と考える。	「広報川越」については、従来より印刷物として全戸配布しており、今後も継続していく予定です。
44	地域社会に市民と行政が何時でもコミュニケーション出来る場を設けることを施策として明記していただきたい。	市民と行政のコミュニケーションを図るため、市民目安箱の設置、市政懇話会の開催、市のホームページからのメール送信などを実施しており、0-1-1「市民参加と協働の推進」において位置付けています。 今後もより一層の広聴機能の充実に努めていきます。

【前期基本計画】
 共通施策 協働によるまちづくりと健全な行財政運営の推進
 第1節 協働によるまちづくり
 施策1 市民参加と協働の推進
 施策の推進 4 協働のしくみづくり

	意見の概要	意見に対する市の考え方
45	「協働のまちづくり」の基本として、「市民」、「行政」、「議会」の果たすべき役割を再確認し、どのような形で具体的に協働するのかを示すべきである。	「協働」のあり方を考える上では、公共サービスの担い手となる市民、自治会等の公共的団体やNPOなどの民間団体、企業や大学などの事業者及び行政が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いに認め合うことが必要です。 市でも、地域での活動や計画の策定等において「協働」の実践に努めているところですが、今後「協働」を推進していくためには、それぞれの役割と責任を自覚し、そのしくみづくりについて検討していきたいと考えています。

46	<p>「市民活動を支援する場の確保に努めます」を「市民活動センターの設置に取り組みます」に変更したらどうか。</p> <p><理由>これからは市民参加が重要かつ必要な時代になってくる。市民が市民活動をより活発にするには“場”の確保が必要だが、あたらしく建設するのではなく福祉センターを一部利用するなど短期で実施することが可能なので、センター設置を記述してはどうか。</p>	<p>これからは市民参加の活動が重要であることは充分認識していますが、ここでいう「場」とはセンター機能を持つものから、庁舎内の窓口、相談スペース等を含めた、活動する市民、行政、企業等が交流できる場を考えています。したがって、今後考えられうる「場」を確保することとして位置付けていますので、記述の追加は行いません。</p>
47	<p>P45 施策の推進では、「5.協働のしくみづくり 協働のしくみに対応できる職員の育成と行政体制の整備に努めます。」と努力目標へと大幅に後退しています。</p>	<p>御指摘の箇所は、0-1-1「市民参加と協働の推進」の現状と課題で整理をした「市政への市民参加の必要性」を具体化させるために、行政における対応として位置付けたもので、後退を示しているものではありません。</p> <p>なお、より明確な表現とするため、記述を次のとおり修正します。</p> <p>【原案】 協働のしくみに対応できる職員の育成と行政体制の整備に努めます。</p> <p>【変更後】 協働のしくみをつくるため、職員の育成と行政体制の整備に努めます。</p>

【前期基本計画】
 共通施策 協働によるまちづくりと健全な行財政運営の推進
 第2節 健全で効率的な行財政運営の推進
 施策1 新たな行財政運営システムの構築

	意見の概要	意見に対する市の考え方
48	<p>「行財政運営」を「行財政経営」に置き換えること。</p>	<p>行政においても民間の経営手法の活用など効率的な運営が求められていることから、「行政運営」ではなく「行政経営」と称する場合があります。</p> <p>ただ、国や地方公共団体における経済上の行為を指す場合は、法令や一般文書等において「財政運営」と称するケースが多く、一般的にも理解されやすいと考えられることから、「行財政運営」と表記しています。</p>
49	<p>行財政改革を進めるなら、審議会等の手当ての削減等が必要と考えるが、その記述がない。</p>	<p>今後の行財政改革全体の中で、そのあり方について検討していきたいと考えます。</p>
50	<p>人口の推計値からの考察と分析や、過去の予算形態・枠組みを白紙にして、将来の収入（税収等）の減少を予測した予算枠と支出できる予算枠を明確に示した中期、長期の収支計画を示していただきたい。</p>	<p>中長期の視点に立って財政運営を行うことは大変重要なことと認識しております。</p> <p>原案においては、0-2-1-施策の推進2「将来に向けた中期財政計画の策定」において中期的な財政計画を策定すると位置付けており、現在、策定に向け検討しています。</p>
51	<p>市の外郭団体、審議会を総合的に見直し、統廃合を図り数と費用（予算）を半減する。</p>	<p>外郭団体の見直しは、行政改革の取り組みとして総務省が求めている「集中改革プラン」の作成にあたって検討を行っていく予定です。</p> <p>審議会についても、今後、運営基準を検討し、見直しを行っていく予定です。</p>

52	<p>近い将来、人口の25%を占める高齢者の雇用促進のため、行政の業務、地域社会の活動業務、地域民間企業の業務その他の業務等について可能な限り高齢者を活用するシステムの構築を図る施策を明記していただきたい。</p>	<p>長引く経済の低迷、少子・高齢社会の到来、経済のグローバル化などにより就業形態が多様化し、雇用を取り巻く環境は大きく変化しております。 このような社会状況の中で、御指摘の点については、高齢者の価値観やライフスタイルの多様化に合わせた就労機会の拡大を目指している1-1-2施策の推進1「生きがい対策の充実」において位置付けています。 また、年齢や障害の有無など幅広い人々の就労機会の拡大を目指している4-1-2施策の推進1「雇用の促進」においても位置付けていますので、記述の追加は行いません。</p>
----	---	---

【前期基本計画】
 共通施策 協働によるまちづくりと健全な行財政運営の推進
 第2節 健全で効率的な行財政運営の推進
 施策1 新たな行財政運営システムの構築
 施策の推進 3 成果を重視したマネジメントサイクルの確立

	意見の概要	意見に対する市の考え方
53	<p>施策評価制度の導入に合わせて、各種施策の実施状況やその結果に対する判定・評価と事業継続の必要性やプライオリティを検討・評価する市民・NPO等による「行財政評価委員会」と議会による「評価委員会」が機能することが必要である。</p>	<p>市は平成15年度より事務事業評価を導入し、事業の必要性や効率性などを客観的に評価し改善に取り組んできました。 御指摘の市民参加による評価制度については、0-2-1-施策の推進3「成果を重視したマネジメントサイクルの確立」の中に、市民等による外部評価の導入の検討、外部有識者等の意見を聴くしくみの導入が位置付けられていますので、記述の追加は行いません。</p>

【前期基本計画】
 共通施策 協働によるまちづくりと健全な行財政運営の推進
 第2節 健全で効率的な行財政運営の推進
 施策1 新たな行財政運営システムの構築
 施策の推進 5 人材育成の推進

	意見の概要	意見に対する市の考え方
54	<p>市職員の勤務評価制度の導入</p>	<p>御指摘の点は、0-2-1-施策の推進5「人材育成の推進」において「人事管理に係る新たな手法の導入」として位置付けています。</p>

【前期基本計画】

共通施策 協働によるまちづくりと健全な行財政運営の推進
 第2節 健全で効率的な行財政運営の推進
 施策1 新たな行財政運営システムの構築
 施策の推進 7 行政改革の推進

	意見の概要	意見に対する市の考え方
55	縦割り行政を見直した行政システムの再構築により、民間で可能な業務は民間に移行して、合わせて現在の全職員の30%の職員を段階的かつ計画的に削減する。	事務事業の民間への移行（アウトソーシング）につきましては、今年度、推進のための指針及び計画の策定を進めます。併せて定員適正化計画を見直し、各業務の質と量に見合った適正な配置に努めます。
56	平成13年8月に策定した「行政改革大綱」は、（平成17年の早期に）「策定委員会」を設立して、改正案を策定の上、平成18年度よりそれを運用する」と明記すること。	現行の行政改革推進プランは、平成17年度で計画期間が終了すること、また、総務省からも、集中改革プランの策定が求められていることから、本年度、集中改革プランの策定を行います。策定にあたっては、行政改革推進懇話会から提言をいただき、進めていく予定です。 第三次総合計画は、平成18年度を初年度とするものなので、0-2-1-施策の推進7「行政改革の推進」において計画している「行政改革を推進するに当たっては、数値目標を明示し、その進捗よく状況を公表します。」（原案の表現を一部変更）が適当であると認識しておりますので、記述の追加は行いません。
57	財源が近い将来（3～5年）大きく減収することを前提とし、市民と行政が協働で行財政改革を行うシステムを形成する施策を明記していただきたい。	行財政改革のplan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の各過程において、市民の意見を反映する仕組みについては、行政改革大綱・同プランの見直しの中で、課題として取組んでまいりますので、記述の追加は行いません。

【前期基本計画】

共通施策 協働によるまちづくりと健全な行財政運営の推進
 第2節 健全で効率的な行財政運営の推進
 施策2 効率的な社会資本整備の推進

	意見の概要	意見に対する市の考え方
58	社会資本整備の財源・収支計算（費用対効果の試算）・実質支出・整備後の評価を市民参画で行うシステムを形成する施策を明記していただきたい。	社会資本整備更新計画では、市の全体の社会資本の更新・整備の方向性を示す計画を予定しています。御指摘の市民参画については、本計画に基づいた個々の事業において反映できるよう検討します。

【前期基本計画】

共通施策 協働によるまちづくりと健全な行財政運営の推進
 第2節 健全で効率的な行財政運営の推進
 施策4 電子市役所の推進

	意見の概要	意見に対する市の考え方
59	<p>事務、業務と地理情報をマッチングした総合的電子化を行い、行政業務の効率化、合理化を推進する施策を明記していただきたい。</p>	<p>御指摘の点は0-2-4-施策の推進2「事務の電子化の推進」において、「各種業務システムの導入」、「業務の効率化」として計画しております。</p> <p>業務システムの代表的な例として、庁内横断的なシステムである地図情報システムを挙げることができるため、原案に追加します。</p> <p>御意見に相当する計画として、川越市では、地図情報システムの導入を進めています。地図情報と密接に関連した業務情報を取り扱う、都市計画、固定資産税、道路管理、水道管理等の業務においては、業務ごとの地図情報システムの構築を進めています。また、個別の地図情報システムで整備する地図情報のうち、基本的な地形図等については、庁内のさまざまな部署で利用できるように、共用空間データとして整備していく予定です。</p> <p>その他の業務に関しては、地図を扱う全ての業務で地図情報と業務情報を関連づけた情報システムを構築していくのではなく、業務ごとの必要性を勘案し、個別に判断していきます。今後、共用空間データを利用することにより、個別の業務ごとに背景図を改めて整備する必要がなくなるため、各業務システムでの地図情報の利用を促進できると考えます。</p> <p>【原案】 電子文書の処理や電子的な情報提供に対応するため、電子文書決裁の検討を行います。また、各種業務システムの導入や電子入札の推進を図ります。</p> <p>【変更後】 電子文書の処理や電子的な情報提供に対応するため、電子文書決裁の検討を行います。また、地図情報システム等の各種業務システムの導入や電子入札の推進を図ります。</p>

【前期基本計画】

共通施策 協働によるまちづくりと健全な行財政運営の推進
 第3節 広域行政の推進
 施策1 広域行政の推進

	意見の概要	意見に対する市の考え方
60	<p>広域行政圏内の連携プロジェクトの施策を明記していただきたい。</p>	<p>広域行政に関する具体的な連携プロジェクトを明示すべきとの御指摘ですが、いずれの広域行政についても広域的な課題に対応するため、個別に基本構想及び基本計画を策定し、具体的な施策を位置付けていることから、記述の追加は行いません。</p>

【前期基本計画】 分野別施策 第1章 ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち - 保健・医療・福祉 - 第1節 誰もが幸せに地域で暮らせるまちづくり 施策2 高齢者福祉の推進 施策の推進 2 介護予防・生活支援の推進	
---	--

	意見の概要	意見に対する市の考え方
61	高齢者の「寝たきり」の予防についての具体的な記述がない。	寝たきりの予防としては、脳卒中と骨折予防、寝かせきりにしない、リハビリの早期開始、車椅子等の機器の活用、住まいの改善、福祉サービス等の利用などがあります。 このような点については、1-1-2「高齢者福祉の推進」において位置付けておりますので、記述の追加は行いません。
62	散策、ジョギング等高齢者が楽しく運動できる、線的な環境を創出すべきである（介護等の対象年齢を延ばすためにも運動習慣が大切）。	線的な環境を創出することにつきましては、河川敷等を整備し、ジョギングなどを行うことにより、介護予防につながるといったことと考えます。 市では公園や河川空間をユニバーサルデザインによる子どもから高齢者まで利用できるスポーツ・レクリエーション活動の場として整備することを、3-3-4「水辺と森林の整備」、3-3-5「公園の整備と充実」などで位置付けておりますので、記述の追加は行いません。

【前期基本計画】 分野別施策 第1章 ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち - 保健・医療・福祉 - 第2節 生涯を通じた健康づくりと安全なまちづくり 施策2 保健衛生・医療体制の充実 施策の推進 6 人と動物が共生できる豊かな社会づくり	
---	--

	意見の概要	意見に対する市の考え方
63	ペットのしつけについて普及・啓発を行って欲しい。	人と動物が共生していくためには、しつけは大切なものであります。 犬のしつけ方については、毎年9月に開催される動物愛護週間事業の一環として実施している「しつけ方教室」や、「犬の飼い方講座」を行っております。 今後とも猫等のペットについても、しつけ等正しい飼い方の普及・啓発に努めていきます。

【前期基本計画】
 分野別施策
 第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち - 教育・文化・スポーツ -
 第1節 活力ある地域を創る生涯学習の推進
 施策1 生涯学習環境の整備・充実

	意見の概要	意見に対する市の考え方
64	生涯学習や生涯スポーツの情報を一元的に提供する総合窓口の設置が必要と考える。	多くの市民がいつでも、だれでも、自由に学習や活動ができ、その成果が適正に評価される生涯学習社会の実現のために、市は学習環境の整備に努めています。 御意見の「生涯学習及び生涯スポーツの情報を一元的に提供する総合窓口の設置」につきましては、インターネットによるマナビィーガイドを作成し情報提供できる環境整備を平成19年度供用開始を目指し進めています。

【前期基本計画】
 分野別施策
 第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち - 教育・文化・スポーツ -
 第1節 活力ある地域を創る生涯学習の推進
 施策1 生涯学習環境の整備・充実
 施策の推進 5 地域に根ざした高等教育機関（市立大学）の設置

	意見の概要	意見に対する市の考え方
65	社会変化にあわせて、コミュニティーカレッジ基本構想を見直すべきと考える。	市は生涯学習の拠点として、地域に根ざした高等教育機関としての市立大学の設置を目指しています。 本市の市立大学構想は、アメリカのコミュニティー・カレッジを機能モデルとして、市民の生涯学習の拠点づくりを基本にしており、分権型社会、そして知識基盤社会が本格化する中、その重要性が増しているものと理解しています。
66	市立大学構想に期待致します。駅前のクラッセをサテライトキャンパスとし社会人が仕事帰りに学べる大学が良い。 正式に単位が認定される大学（老人大学のようなものは不可） 地域内の大学と連携し、どこの図書館も使用出来るようにして欲しい。	市立大学構想の推進においては、川越シティカレッジの実績を踏まえ、既存の社会資源を活用した専用講座室の確保など、その具体化に向け、柔軟かつ低コストで対応していくことにてしております。

67	<p>市立川越高校を市立大学の附属とし、あわせて附設中学校を設置して中高一貫高とし特進コースを設ける。スポーツについても英才教育*（市内の県立川越高、県立川越女子高に並ぶ学校作り） *バレーボール等は、中高一貫とし全国レベルをキープする。 文武両道学校を目指す。</p>	<p>市立大学構想の推進においては、市立川越高校の諸施設を有効に活用していくことも、検討の中に入っております。 なお、現在市立川越高校では平成16年度から「将来構想懇話会」を設置し、時代の要請と市民のニーズに合致した魅力あふれる市立高校づくりに必要な提言として、大学進学希望の増加に対応するため、普通科の学級増と少人数学級編制について提言を受け、平成17年度に実施いたしました。今後、「中高一貫校」等についても議論する予定になっております。また、部活動についても部活動外部指導者導入事業等を実施して強化に努めており、学校の魅力を一層高め、川越市を全国に情報発信しております。</p>
68	<p>市立大学の設置に関する削除 <理由>市立大学は、財政難や川越市が都内に近いことなどから、川越市での設置には賛成しかねます。大学設置にかかわるお金は教育や福祉に充当し、健全な行財政運営に努めるべきだと考えます。</p>	<p>市立大学構想は、市民の生涯学習の場の拡充を主眼としており、その推進手法におきましては、既存の社会資源の活用（市有財産の有効活用や近隣大学との連携等）を第一とし、柔軟かつ低コストで対応していくことになっております。</p>

【前期基本計画】
 分野別施策
 第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち - 教育・文化・スポーツ -
 第5節 生涯スポーツの推進
 施策1 生涯スポーツの推進

	意見の概要	意見に対する市の考え方
69	<p>川越市生涯スポーツ振興計画は、社会変化を踏まえた上で見直すべきだ。</p>	<p>生涯スポーツ振興計画は、社会環境が変化していくなかで、スポーツが担う役割を見直し、今日の社会状況に対応したスポーツ振興計画として平成13年3月に策定したものです。 生涯スポーツ振興計画の見直しは第3次総合計画の指針に従いながら、生涯スポーツ推進委員会において平成18年度を目途に行う予定です。 今後も、社会変化を踏まえながら、生涯スポーツ社会の実現に向けた諸施策を推進していく予定です。</p>

【前期基本計画】
 分野別施策
 第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち - 都市基盤・生活基盤 -
 第1節 都市の魅力の創出
 施策1 計画的なまちづくり

	意見の概要	意見に対する市の考え方
70	まちづくり条例の制定とともに、土地利用に関して「現状の少子高齢化にかんがみ地域の現状に即した総合的な土地利用の見直しが必要」と明記すべきではないか。	まちづくり条例の制定については、現在検討中です。 また、地域の実情に即した総合的な土地利用が必要との御指摘ですが、その必要性については現状と課題において整理しております。 現状と課題を認識して、各施策を推進していくことが、適正な見直しを図っていくことになるものと考えておりますので、記述の追加は行いません。
71	都市の魅力の創出として観光で来訪者を歓迎しようとするのであれば、「来訪者も考えたまちづくり」という記述を挿入すべきである。川越市+来訪者を考えていく（具体例としては、お祭りを見物する広場・歩道・小空間を多く設けるなど）。	市は歴史的町並み地区の整備として、現在「歴史的地区環境整備街路事業」（以下「歴みち事業」とする）を推進しております。 歴みち事業などの地区整備を進めることが、そこに住んでいる住民だけのものではなく、来訪者のための整備にもつながるものであると認識しておりますので、記述の追加は行いません。
72	「計画的なまちづくり」の現状と課題において、「これまでは新市街地の開発・誘導に重点が置かれてきましたが、近年の都市における社会経済状況の変化により、人口増加を前提とした成長・拡大の都市化社会から安定・成熟した都市社会への対応」が求められ、「社会情勢を考慮した都市計画マスタープランの見直しや、市民参加のまちづくり」を検討すると明言しているにも関わらず、施策の推進では具体的な記述がなく、抜本的な見直しを行う決意が感じられない。	市は現状と課題を認識して各施策を総合的、計画的に進めていくことが課題の解決につながるものと考えています。 急激な方向転換は困難ですが、社会情勢を考慮しながら徐々に都市型社会へ対応できるように検討してまいります。
73	現状を踏まえて平成12年策定の「都市計画マスタープラン」を精査し、（平成17年の早期に）地域ごとの運用管理委員会を委員公募により設置して作業を開始し、平成18年度より運用管理を行う」と明記する。	市は都市計画マスタープランの見直しについて、第3次総合計画が新たに策定されることに伴い、平成17年度に見直し手法や運用管理を含め検討してまいりますので、ご指摘のような記述の追加は行いません。
74	まちづくりに地域ごとのモデル地区づくり方式を導入し、地域住民参加による競争意欲をかき立てる方法を工夫してみてもどうか。住民参加の芽がどんどん伸びるきっかけになるのではなかろうか。	市はまちづくりにおける住民参加として、まちづくり条例などの制定を考えておりますが、その中で住民参加の方法等検討してまいります。

75	「暫定調整区域の廃止に関して、整備方針の見直し案を（平成17年の早期に）策定し、平成18年度より運用する」と明記する。ただし、現在の都市計画法の公聴会とは異なる組織として公聴会を制度化して開催する。	市は暫定調整区域について、県から示された方針に基づき現在地権者と各地区の方向性を検討しているところで、記述の追加は行いません。 また、公聴会については、都市計画法の作成段階において原則公聴会もしくは説明公聴会を開催しておりますので、異なる組織としての公聴会の制度化は考えておりません。
76	「むさしの研究の郷」についての説明がないので、概要を知らせてほしい。	むさしの研究の郷構想は県内産業の高度化と地域振興を図る目的で、圏央道沿線に県内で東西に1ヶ所ずつ多機能複合型研究開発団地を整備する埼玉県が策定した構想です。 県南西部地域では川越市、鶴ヶ島市、日高市の合計500haが対象となっています。

【前期基本計画】 分野別施策 第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち - 都市基盤・生活基盤 - 第1節 都市の魅力の創出 施策1 計画的なまちづくり 施策の推進 2 総合的な土地利用	
--	--

	意見の概要	意見に対する市の考え方
77	総合的な土地利用（P.94）の中に、「規制や誘導により」とあるが、「地域の实情に即した総合的な土地利用に見直しが必要であり、それによって」と記述したらどうか。 ＜理由＞過去に線引きされた都市計画の見直しは、地域の实情に照らし合わされて行われることが必要であり、それが市民生活を豊かにすることにもつながる。よって市民や地域の“声”が反映されたまちづくりを目指すうえでこのような文章が必要と思われる。	市は都市計画を検討するうえで、市民の意見を取り入れ地域の实情に応じたものとするは大前提であると考えています。 この考えは3-1-1「計画的なまちづくり」の現状と課題や（施策の推進 1）「計画的なまちづくりの推進」などで位置付けており、個別の施策にも含まれておりますので、御指摘のような記述の追加は行いません。 今後、まちづくり条例の制定などにより市民の意見を反映できるまちづくりをより一層進めていきます。
78	高層建築物の建築基準に周辺住民の意見反映させるための方策の強化と建築許可をする市の住民説明を義務化してほしい。高層マンションの建設は課題が多いことから、違反している建築物の追跡チェック、違反摘発と建て直し命令を実施してほしい。	現状では市が住民に対して説明することは難しいと思われまます。しかし、「川越市中高層建築物建築紛争の予防及び調整条例」に基づき、中高層建築物の計画がある場合には事前に一定範囲の近隣住民への説明を義務付け、必要があれば話し合いの機会を持つ旨のお願いを建築主等にしています。 また、建築物を建築しようとする際には、建築基準法第6条の規定により、工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであるのか、建築主事等の確認を受けなければならないことになっています。 なお、違反建築物には、違反を是正するよう適宜指導をしております。

79	<p>「総合的な土地利用」の を次のように修正したらどうか。</p> <p>「市街化区域及び市街化調整区域の区分、用途地域等の地域特性に基づく規制や誘導とともに、地域の要望を受け入れた公募等の要望を募り、地域に見合った良好な都市環境の整備を図ります。」</p> <p><理由>原案表現に具体性が無く、施策の進め方として、地域からの要望を多に取り込み推進することとしたい。</p>	<p>市は都市計画を検討するうえで、市民の意見を取り入れ地域の实情に応じたものとするは大前提であると考えています。</p> <p>この考えは3-1-1「計画的なまちづくり」の現状と課題や（施策の推進 1）「計画的なまちづくりの推進」などで位置付けており、個別の施策にも含まれておりますので、御指摘のような記述の追加は行いません。</p> <p>今後、まちづくり条例の制定などにより市民の意見を反映できるまちづくりをより一層進めていきます。</p>
80	<p>社会変化を踏まえた上で、用途地域を変更すべきではないか。</p>	<p>御指摘の点については3-1-1「計画的なまちづくり」の現状と課題において整理しております。今後、社会情勢を考慮することや現状分析による変更を検討してまいります。</p>

【前期基本計画】
 分野別施策
 第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち - 都市基盤・生活基盤 -
 第1節 都市の魅力の創出
 施策2 都市拠点の整備

	意見の概要	意見に対する市の考え方
81	<p>市内に点在する他の六つの駅を中心に、都市環境的及び自然環境的な土地利用も含め、地域特性を踏まえた地域活性化計画を「市民参画まちづくり体制」のもとで策定できるのではないか。</p> <p>また、少子高齢化社会の今後の方向性を示す福祉・共生・交流型のモデルとなるような具体的な住区計画も「市民参画まちづくり体制」のもとで策定できるのではないか。</p>	<p>市はまちづくりにおける住民参加として、まちづくり条例などの制定を考えておりますので、その中で検討してまいります。</p>
82	<p>都市の魅力の創出として観光で来訪者を歓迎しようとするのであれば、「都市拠点の整備」の記述においても、観光・お祭りの来訪者も対象としているような表現が必要である。</p>	<p>市は歴史的町並み地区の整備において、歩行者空間の環境改善や道路整備事業の推進をすることが、観光客を歓迎することにつながると考えておりますので、記述の追加は行いません。</p>
83	<p>南古谷駅周辺も都市拠点に含めるべきである。</p> <p>税務署など公的施設、音楽大学・学校があり拠点としての雰囲気・環境づくり（少なくとも歩道整備）の促進が必要である。</p>	<p>南古谷駅周辺は、土地の保全や活用の方針を示す「土地利用構想」におきまして、地域社会の経済活動や市民活動の基盤として市街地の形成を図る「地域核」として位置付けています。</p> <p>南古谷駅周辺につきましては、その拠点性をさらに高めるため、道路網などの都市基盤整備を検討していきます。</p>

84	<p>中心市街地の活性化については、歴史的遺産も含めた川越市独自の都市構造である江戸・明治・大正・昭和・平成、さらには未来へとつながるヒストリックモールを軸とするヒストリックゾーンの重要性を明確に示し、数え切れないポテンシャルの顕在化を図ることが最重要課題である。</p> <p>同時に、ヒストリックモールを中心としてIT技術による商業・業務・販売戦略・情報サービス機能の充実と道路環境の整備を行う。このことにより、オープンモールの特性を十分に発揮し、それぞれの時代背景や現存する景観の保全・整備・ネットワーク化を図ってヒストリックゾーンへの展開を進めることが、体験型観光整備としても住環境整備の面からも重要である。</p>	<p>市は歴史的遺産に関して従来の文化財保存に加え、都市景観重要建築物等の指定などにより徐々にではありますが保存を進めております。また、都市景観表彰などにより現代建築についても優れたものを顕彰することによりポテンシャルの向上に努めております。</p> <p>歴史的雰囲気の色濃く残す市街地北部では、伝統的建造物群保存地区及びヶ町地区都市景観形成地域により面的な誘導を試みております。さらに、新富町周辺地域でも都市景観形成地域指定に向けて協議を進めており、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりに努めております。</p> <p>今後とも、街路事業などの他施策との連携を深め過去から現代へと続く本市の市街地の特性に基づいたまちづくりを進めて参ります。</p>
85	<p>大規模災害時に首都を取り巻く神奈川・埼玉・千葉各県で、「首都圏防災情報管理センター」を設け、情報管理から災害対策まで相互にネットワーク化を図り、首都機能をバックアップできる体制を国・県へ働きかけて構築する。</p>	<p>御指摘の点は相互のネットワーク化や首都機能のバックアップについて等研究すべき部分が多いため、今後の検討課題とさせていただきます。</p> <p>なお、国土交通省の「防災情報提供センター」のホームページでは、同省が保有する防災情報を集約して、分かりやすく提供しています。</p>

【前期基本計画】
 分野別施策
 第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち - 都市基盤・生活基盤 -
 第1節 都市の魅力の創出
 施策2 都市拠点の整備
 施策の推進 2 三駅連携強化の推進

	意見の概要	意見に対する市の考え方
86	<p>埼玉県西部地域の中核都市として施策があまりに少ない。東武鉄道・川越駅と西武鉄道・本川越駅の周辺を県西部地域の行政、業務、商業、文化の核とする施策を明記していただきたい。</p>	<p>御指摘の川越駅及び本川越駅周辺は、基本構想における土地利用構想では歴史的文化的遺産と近代的都市機能を集積する「都心核」として、前期基本計画では広域的な集客力を持つ「商業・業務地」としてそれぞれ位置付け、計画的な都市の発展を目指しています。</p> <p>このような位置付けに加え、県南西部地域の拠点都市の形成に向けて、川越駅西口に計画している「地域振興ふれあい拠点施設」の整備、周辺都市との連携機能を高めるための広域幹線道路の整備、鉄道輸送の利便性の向上を図るための施策を位置付けています。</p>
87	<p>本川越駅と川越駅を鉄道でつないで欲しい。</p>	<p>市は三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）の連絡をスムーズにする方策を推進しているところです。</p> <p>新規に本川越駅と川越駅とを鉄道で結ぶことは非常に困難であると考えます。</p>

88	川越駅西口に東口同様の二階遊歩道を設置して欲しい。	市は川越駅西口駅前広場につきまして、機能の見直しを進めて行きたいと考えております。その中で、東西自由通路から西口駅前広場へのデッキ等の設置について検討していきたいと考えています。
89	現在行われている川越駅西口区画整理区域内にセントラルパークといえる施設を設置する。常時は水・緑・芸術に囲まれた市民の森芸術公園として、非常時には自立型上・中・下水設備、浄化装置、太陽光発電も含めた非常用発電装置や燃料・非常用食料・医薬品等を備えた防災の森中央避難場所として機能しうるものとする。	川越駅西口区画整理区域内には公園、神社があり、また、(仮称)地域振興ふれあい拠点施設の建設計画内において緑やオープンスペースが検討しております。今後、周辺地域の検討を進める中で、地域に必要なものを考えていきたいと考えております。
90	現在建設を進めている川越駅西口からバイパスへの幹線道路の地下に大型公共駐車場(800~1,000台規模)の建設や川越駅への地下通路・地下街の建設も検討する。	現在検討している(仮称)地域振興ふれあい拠点施設の中で駐車場の設置を検討しております。また、御指摘の地下通路や地下街の建設は費用対効果も含めた、慎重な検討が必要であり、現在では困難と考えております。

【前期基本計画】
分野別施策
 第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち - 都市基盤・生活基盤 -
 第1節 都市の魅力の創出
 施策3 地域生活拠点の整備
 施策の推進 1 地域生活拠点の整備

	意見の概要	意見に対する市の考え方
91	「国土交通省補助事業『駅・まち一体改善事業』方針を活用し、川越市整備計画を(平成17年の早期に)策定して平成19年度より運用する」と明記すること。市民の意見や提案も大切してほしい。	各駅の整備については、3-1-3-施策の推進1「地域生活拠点の整備」において駅周辺の都市基盤整備と併せて検討していくことと既に記述しているところです。また、各駅の整備を目指した「川越市整備計画の策定」につきましては、駅毎に事情も違うため、バリアフリー法や周辺の整備計画と調整し計画を検討してまいります。 なお、御指摘の「駅まち一体改善事業」は平成16年度に創設された制度で、鉄道事業者が行う駅施設改善事業と公共団体が行う交通結節点整備事業が連携して実施する事業であり、平成17年度においては「駅まち協働事業」が創設されています。どちらも、鉄道事業者自らが駅施設の改善を行う場合に、公共団体と協働して行う事業が対象となります。

<p>【前期基本計画】 分野別施策 第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち - 都市基盤・生活基盤 - 第1節 都市の魅力の創出 施策3 地域生活拠点の整備 施策の推進 2 住宅地の整備</p>
--

	意見の概要	意見に対する市の考え方
92	<p>「着工の遅れている『高階第二土地区画整理事業』は、平成17年度中に住民合意を完了して調査段階を終了し、事業計画・施行規程書の決定と埼玉県への提出を終えた後、平成18年度より事業開始とする」と明記すること。 P99の指標解説欄には、施行率のほかに未施行率を計上すること（この場合すべての面積と対比すること）。</p>	<p>市は第2工区において、「駅周辺の整備を優先するべき」とのご意見が多いことから、今年度は新河岸駅前通り線を含む、新河岸駅を中心とした区域を対象を絞り、まちづくり検討会を開催し、合意形成に努めたいと考えています。</p>

<p>【前期基本計画】 分野別施策 第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち - 都市基盤・生活基盤 - 第2節 交通ネットワークの構築 施策1 道路交通体系の整備</p>

	意見の概要	意見に対する市の考え方
93	<p>現在最も障害となっている市内及び広域連絡交通体系における現時点での問題点とその改善に向けてプライオリティを含めた方向性を分かりやすく示すべきである。</p>	<p>市は社会情勢の変化、将来交通予測の変化を受けて、優先整備路線の抽出、都市計画道路網の見直し、長期末整備道路の見直しを検討しているところです。</p>
94	<p>「道路交通体系の整備」について 道路・交通網の整備については、住民参画により設置した「交通問題関係協議会」のもとで、ユニバーサルデザインや景観に配慮した形で現状の交通体系を見直し、交通渋滞の解消・安全性の確保、道路景観の整備を最重要課題とする。 「交通問題関係協議会」は、以下の各項目を検討・協議すべきである。 バイパスを最優先とする幹線道路及び施設の整備。 歩行者の安全確保（歩・車道分離、バリアフリー等）と生活道路の位置付け及び整備。</p>	<p>市はまちづくりにおける住民参加として、まちづくり条例などの制定を考えております。御指摘の点についてはその中で検討してまいります。</p>

【前期基本計画】
 分野別施策
 第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち - 都市基盤・生活基盤 -
 第2節 交通ネットワークの構築
 施策1 道路交通体系の整備

	意見の概要	意見に対する市の考え方
95	「北環状線」の前に「市民生活に配慮した」を付け加える。 <理由> 道路の建設はその道路沿線にする住民の生活への影響ができるだけ少なく実情に即されていることが重要。「人と環境にやさしい、快適な基盤を備えたまち」に適するには「市民生活に配慮した」ということばを付け加えるべき。	御指摘のとおり「市民生活に配慮した」ということばの付加は、施策の主旨に合致するものと考えられます。しかし表記する個別の事業は、施策の表現「人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち」に包含されて今後展開を図ろうとするものであり、一事業に限定して行う抽象的な付加表現法は、狭義な捉え方にも結びつく可能性があるため、施策の推進を図る表現としては適当でないものと考えます。

【前期基本計画】
 分野別施策
 第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち - 都市基盤・生活基盤 -
 第2節 交通ネットワークの構築
 施策1 道路交通体系の整備
 施策の推進 1 都市活動を支える広域幹線道路の整備

	意見の概要	意見に対する市の考え方
96	市内254号、16号、市内幹線道路の迂回環状道路の建設は、川越市が一番遅れている。	環状道路の建設につきましては、現在、埼玉県が北環状線の整備を進めております。その他の環状道路につきましても、社会情勢の変化や事業の費用対効果を勘案した中で、関係機関との整備の検討、整備促進を図ってまいりたいと考えております。
97	一番街通り・中央通り・川越街道の一方通行化と、それに向けた再調査を実施してほしい。	一番街周辺の交通の円滑化について、実態調査をいたしましたので、今後地元の皆様とよりよい方法について検討を進めていきたいと考えています。

【前期基本計画】

分野別施策

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち - 都市基盤・生活基盤 -

第2節 交通ネットワークの構築

施策1 道路交通体系の整備

施策の推進 3 安全で人にやさしい生活道路の整備

	意見の概要	意見に対する市の考え方
98	小学校、中学校、高校までの通学道には、安心して通学できる道路の確保を。	3-2-1-施策の推進2「地域の活動を豊かにする幹線道路の整備」において、歩行者の安全について計画しております。これは子供から老人、障害者、学生等全ての人の安全を確保するものです。 実施事業と致しましては、都市計画道路、幹線道路整備事業及び歩道整備事業において歩道設置を行い、歩行者の安全を確保しております。
99	川越駅西口より所沢街道の新宿町NTT辺りまで歩道の設置と車道右折車線の確保を。	川越駅西口から国道16号までについては、都市計画決定されている川越所沢線の整備やその周辺道路の整備を検討しており、その整備により歩道や交通処理問題が改善されると考えています。 また、国道16号以南については、事業主体となる県との協議を進め、整備の実現化を目指します。
100	「3 安全で人にやさしい生活道路の整備」に として「道路の整備には、安全で安心した市民生活が確保されるよう努めます。」と付け加える。 <理由>道路の整備は、往々にして地域住民の声が反映されていないことが川越市ではある。安心した市民生活ができることが確保されることを文章化すべきです。	御指摘の点については施策の推進 3「安全で人にやさしい生活道路の整備」の表題にも明記しておりますとおり、その考え方を反映しております。 計画の中で、整備に当たっては「住民の合意形成を図りながら効果的に整備します」とし、地域住民の声を聞きながら道路整備を進めているところでありますので、記述の追加は行いません。

【前期基本計画】

分野別施策

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち - 都市基盤・生活基盤 -

第2節 交通ネットワークの構築

施策2 交通円滑化方策の推進

	意見の概要	意見に対する市の考え方
101	<p>「交通円滑化方策の推進」について 交通安全対策については、住民参画により設置した「交通問題関係協議会」のもとで、ユニバーサルデザインや景観に配慮した形で現状の交通体系を見直し、交通渋滞の解消・安全性の確保、道路景観の整備を最重要課題とする。 「交通問題関係協議会」は、以下の各項目を検討・協議すべきである。 市街地における交差点を中心とした交通施設、システムの改善 情報機能を備えた駐車場及びその表示案内ネットワークシステムの整備 人・自転車・車及び公共交通（バス・鉄道）相互の連携を軸とした交通システムの構築・パーク＆ライドとシャトルバス等による高度情報化・ネットワーク化</p>	<p>交通全般の問題に取り組む際には、市民の皆様をはじめ、交通事業者、商工業者、警察など、関係する皆様との議論の中で検討すべきものと考えております。</p>
102	<p>・「交通需要マネジメント（TDM）」と「駐車場の整備」は施策2の「交通円滑化方策の推進」に、「鉄道輸送」と「バス輸送」は施策3の「公共交通機関の充実」に記述されているが、交通問題を総合的・体系的にとらえれば、1つの施策としてとらえるべきではないか。これらを2つの施策に分割した理由を教えてください。</p>	<p>総合計画は、市が取り組んでいる、或いは取り組むべき施策を体系的に表わすもので、細分化しすぎたり統合しすぎても分かりにくくなってしまいます。 3-2-施策2「交通円滑化方策の推進」では自動車交通、バス・電車、自転車など交通における最重要課題としてTDM施策をまず明確にし、3-2-3「公共交通機関の充実」では今後更に重要になる公共交通機関に関する施策を記述したものです。 総合計画において別項になったからといって、これらが関連しないものではないです。3-2-2-施策の推進 1「交通需要のマネジメントの推進」において考え方をまとめています。</p>

【前期基本計画】
 分野別施策
 第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち - 都市基盤・生活基盤 -
 第2節 交通ネットワークの構築
 施策2 交通円滑化方策の推進
 施策の推進 1 交通需要マネジメントの推進

	意見の概要	意見に対する市の考え方
103	・最近川越市内では交通量も増え、特に道幅の狭く歩行者等の多い通りでは事故も起こりがちです。そこで土日の時間を指定して連雀町 - 札の辻間を歩行者天国にしたり、観光客が安心して見物出来るよう蔵の町への車両の通行を禁止したらどうか。	御指摘の箇所の交通の問題につきましては、実態調査を実施いたしましたので、今後よりよい方策について地元の皆様を含めて議論し検討していきたいと考えています。

【前期基本計画】
 分野別施策
 第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち - 都市基盤・生活基盤 -
 第2節 交通ネットワークの構築
 施策2 交通円滑化方策の推進
 施策の推進 2 駐車場の整備

	意見の概要	意見に対する市の考え方
104	違法駐車対策を講じて欲しい。	違法駐車は基本的に運転者のモラルの問題であり、市では取り締まりもできませんので、苦慮しています。平成12年度と平成14年度に指導員を配置して対策を講じましたが、効果は一時的なもので解消することは困難でした。

【前期基本計画】

分野別施策

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち - 都市基盤・生活基盤 -

第2節 交通ネットワークの構築

施策3 公共交通機関の充実

施策の推進 1 鉄道輸送の利便性の向上

	意見の概要	意見に対する市の考え方
105	<p>私はJR川越線を利用しているのですが、平日は毎朝混雑して大変息苦しい思いをしています。これは、川越 - 大宮間が単線であり、車輛本数に制限が出ていることが理由の1つと思っています。</p> <p>川越・大宮（さいたま市）共に大きな都市であり、利用者も多いと思いますが、川越線の複線化が実現すれば、車輛数が増設でき緩和が図れ、さらには乗客数の増大によるモーダルシフト（*）へつながるものと考えます。</p> <p>一方、ダイヤ増設に伴い、踏切による交通渋滞も考えられます。線路と道路の立体交差等の配慮も十分検討していただいた上での導入をお願いしたいと思います。</p> <p>* モーダルシフト：陸上のトラック輸送から海上のフェリー輸送へというように、経費削減と環境保護の要請とに心えて行う交通・輸送手段の転換。</p>	<p>JR川越線の複線化につきましては、沿線の自治体と協力してその実現に向けて努力しているところです。JR東日本からは、乗客数が伸びず減少傾向にあることや荒川鉄橋の架け替えなど莫大な投資が必要となることなどから、「計画はない」との回答が寄せられています。</p> <p>しかし、他線と比較して利便性の向上策が必要でございますので、今後ともいろいろな方策を含めて粘り強く働きかけていきたいと考えています。</p>

【前期基本計画】

分野別施策

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち - 都市基盤・生活基盤 -

第3節 自然と調和した基盤づくり

施策1 治水事業の推進

	意見の概要	意見に対する市の考え方
106	<p>新河岸川の上流（通称赤間川）は、近年住宅地が浸水しており深刻な問題である。早急に治水対策を行う必要がある。対策としてまず調節池を建設し、次に河道拡幅改修を行う。</p>	<p>赤間川については、入間第2用水土地改良区が管理している河川です。</p> <p>河道改修等の整備につきましては、今後、下流となる新河岸川の整備計画との整合性を図りつつ、管理者と協議し流域の総合的な治水対策を促進していかねばならない重要な河川と認識しています。</p>

【前期基本計画】
 分野別施策
 第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち - 都市基盤・生活基盤 -
 第3節 自然と調和した基盤づくり
 施策3 公共下水道等の整備

	意見の概要	意見に対する市の考え方
107	<p>地震等の災害時には公共下水道は大きな被害を生じ、復旧までに時間がかかることは、阪神・淡路大震災をはじめ多くの事例が示している。</p> <p>避難場所や施設・医療機関等においては、むしろ常時から自立型の大型浄化設備を備えていることが望ましい場合も多い。</p> <p>地域・地区ごとに一定の施設や機関に対して災害対応型浄化設備の設置を奨励し、公営管理していくシステムを検討し、構築していくべきである。</p>	<p>大災害により多大な被害が発生した場合、市民の健康を維持していくために、公衆衛生の確保・し尿処理などは非常に重要です。</p> <p>御提案いただいた自立型の大型浄化槽を設置することは、下水道が設置されている地域では平常時に全く使用されない施設となります。また、大災害の場合、下水道のみではなく既設の浄化槽に関しても被害が生じるため、避難場所でのし尿処理は仮設トイレでの対応が中心となるものと考えております。</p> <p>現在の「川越市地域防災計画」ではライフラインの一時ストップを予想し、仮設トイレの確保、広域的な応援体制の整備を計画しておりますが、今後「川越市地域防災計画」の定期的な見直しの中で検討していきたいと考えます。</p>

【前期基本計画】
 分野別施策
 第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち - 都市基盤・生活基盤 -
 第3節 自然と調和した基盤づくり
 施策3 公共下水道等の整備
 施策の推進 1 生活排水施設の整備

	意見の概要	意見に対する市の考え方
108	<p>生活排水施設として、公共下水道・農業用排水・合併浄化槽があげられるが、地域あるいは防災上の観点から、それぞれの施設が適正に配置され、運営管理されているとは言い難い。</p> <p>それぞれの施設を排水浄化の観点及び防災的機能面から公共性がある施設として公営化を前提に改善し、地域に則した形で適正に配置し管理すべきである。</p>	<p>市は生活排水処理施設の整備につきまして、地域特性や経済的な視点等を踏まえた上で、各地域に応じた効率的な生活排水処理施設を選択し、整備を促進する必要があると考えます。</p> <p>今回の第三次総合計画期間内においては、荒川右岸流域下水道区域を公共下水道での整備推進を、下水道計画区域外の集落を農業集落排水での整備推進を、その他の地域を合併処理浄化槽の設置推進を図ることにより生活排水処理率の向上を図るものです。</p>

【前期基本計画】
 分野別施策
 第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち - 産業・観光 -

	意見の概要	意見に対する市の考え方
109	美味しくて魅力的な食堂街を造ってほしい。川越は近隣市町に負けている。観光の町として寂しい。	御指摘の点は新たな視点による観光事業の展開の必要性として4-2-1「新たな観光事業の推進」の現状と課題においてその必要性を整理し、施策の推進1「観光事業の企画・推進」において位置付けています。

【前期基本計画】
 分野別施策
 第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち - 産業・観光 -
 第1節 地域経済の活性化と産業振興
 施策1 地域振興拠点の整備と新しい産業の育成
 施策の推進 5 川越ブランドの推奨

	意見の概要	意見に対する市の考え方
110	川越市における農業を有機農法など「食の安全」というテーマとして特化させ、地域生産・地域消費を目的とした地域充足型の小さなマーケットの開催を定着化し、その状況を情報発信する。 これを川越ブランドとして定着させ、地域の信頼性をバネに、農業と商業の連携を図り、生産・加工・販売体制に見合った形でマーケットを拡大して、産業の活性化を図っていくべきである（その過程で、川越総合卸売市場の開放や、商店街における青空市の開催なども検討すべき。）。	食の安全・安心の確保及び農産物直売所の設置など地産地消の推進については4-1-3「農業の振興」において位置付けています。 また、他産業との連携については、4-2-1「新たな観光事業の推進」において、産業観光の企画推進の一環として位置付けています。

【前期基本計画】
 分野別施策
 第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち - 産業・観光 -
 第1節 地域経済の活性化と産業振興
 施策4 商業の振興

	意見の概要	意見に対する市の考え方
111	既設商業との共存共栄を図りながら川越駅西口への大型商業施設を誘致する。	市は既設商業との共存共栄を図りながら川越駅西口への大型商業施設の導入を検討してまいります。
112	大型スーパー、大型スーパー銭湯の誘致を。	御指摘の点は4-1-4-施策の推進1「商店街形成への支援」において、「中小小売店と大型商業施設との共存共栄に努めます。」として位置付けています。

【前期基本計画】
 分野別施策
 第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち - 産業・観光 -
 第1節 地域経済の活性化と産業振興
 施策5 工業の振興

	意見の概要	意見に対する市の考え方
113	現状と課題の3行目以降に以下の文章を追加する。 「本市の工業を振興させるためには、新しい企業・工場の誘致や既存工業の強化を図っていく必要があります。そのために、誘致専担プロジェクトを立上げ、県側とタイアップして重点的に目標を定め取り組む必要がある。」 <理由> 企業・工場の誘致により市の活性化が図られ、固定資産税や法人税の増加が見込まれることにより、2007年以降に想定される退職者増による市税の減少に対応できる。さらに、雇用の促進と労働環境の改善（原案4-1-2）が図れます。	市は本市工業の振興のために、企業・工場の誘致や既存工業の強化は必要であると認識しています。御指摘いただきました点については現状と課題において、「・・・企業誘致のための優遇助成制度の創設などを検討する必要があります。」として整理し、その中に御指摘の点も位置付けています。以上のことから記述の追加は行いません。

【前期基本計画】
 分野別施策
 第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち - 産業・観光 -
 第1節 地域経済の活性化と産業振興
 施策5 工業の振興
 施策の推進 1 工業団地の拡張・整備

	意見の概要	意見に対する市の考え方
114	企業誘致について、プロジェクトチームの設置を望む。	市の企業誘致施策は、優遇助成制度に限るものではないと考えています。 現状と課題においては「・・・企業誘致のための優遇助成制度の創設など・・・」と整理していることから、施策の推進1「工業団地の拡張・整備」- を修正し、御指摘の「企業誘致のためのプロジェクトチームの設置」の考え方も取り入れていきたいと考えています。 【原案】 企業誘致のための優遇助成制度の創設を検討します。 【変更後】 企業誘致のための優遇助成制度の創設などを検討します。

【前期基本計画】
 分野別施策
 第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち - 産業・観光 -
 第2節 観光による地域振興
 施策1 新たな観光事業の推進

	意見の概要	意見に対する市の考え方
115	観光客の1千万人誘致を目標にしているが、具体的な施策とそれによる市民への影響について考えて欲しい。	市は観光客1,000万人のための具体的な施策として、既存の観光事業の強化、産業観光の推進、新河岸川舟運事業などを展開し、更なる誘客に努めています。 観光客増加等に伴う市民への影響として予想される交通渋滞解消等についても交通需要マネジメントの推進など、市を挙げて取り組んでいきたいと考えています。

【前期基本計画】
 分野別施策
 第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち - 産業・観光 -
 第2節 観光による地域振興
 施策1 新たな観光事業の推進
 施策の推進 1 観光事業の企画・推進

	意見の概要	意見に対する市の考え方
116	<p>小学校でも川越のまちの歴史について学んでいるようですが、今後、更に市民の観光都市づくりの意識を高める上で、他の地域から観光にいられた方々に市民ひとりひとりが案内できるまちにしたい。</p> <p>シルバーボランティアの方々以外に「川越市のシティガイド検定」を作って認定することはいかがでしょうか。そのための講習会も開くなどして、より市民が川越の歴史を知る機会になると思います。</p>	<p>現在、観光案内については、シルバー人材センターの観光ガイドが活躍しています。しかしながら、年々増加する観光客に満足あるガイドを提供するには、観光ガイドの人材育成が必要不可欠であると考えています。</p> <p>4-2-2-施策の推進5「ホスピタリティーの啓発」において位置付けている「観光塾の創設」に向けて検討してまいります。</p>
117	<ul style="list-style-type: none"> ・よさこいソーランなど全国的な参加型お祭り呼び込む。同様に川越市自身が参加募集型を企画制作する。 ・人間川自転車道路を中心としてフルマラソン大会を開催する。制限時間を6時間にして2万人以上参加できる規模とする。 	<p>現在、川越市には、市民参加型のイベントとして「川越百万灯夏まつり」があり、市民の皆さんに参加していただいています。</p> <p>このような参加型まつりは、宿泊客の増加が見込まれるなど地域活性化に資するものと考えます。</p> <p>4-2-1「新たな観光事業の推進」において位置付けているとおり新たな観光資源の発掘活用により観光エリアの拡大を図り、滞在型の観光を推進してまいります。</p>

【前期基本計画】
 分野別施策
 第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち - 産業・観光 -
 第2節 観光による地域振興
 施策2 観光環境の整備
 施策の推進 3 観光施設の整備

	意見の概要	意見に対する市の考え方
118	<ul style="list-style-type: none"> ・川越祭りと同様に全国的な参加型お祭りを車道で実施するために、歩道整備に加えて札の辻にあるような憩いの空間(余地)を各所に点在させる必要がある。 ・フルマラソン大会を大規模にするため、河川敷の整備を促進すべきである(大会を小さくすると観光への効果がない)。 	<p>現在、札の辻にあるような憩いの空間「ポケットパーク」は、川越市内に16箇所あります。設置の要望もあり、今後も設置場所、予算等を考慮しながら、観光施設の整備として検討していきたいと考えています。</p> <p>フルマラソン大会ができるほどの河川敷の整備を促進すべきとの御指摘ですが、市内河川の堤防は幅が狭く、河川敷についてもフルマラソンができるほどのスペースはございません。御指摘の様な整備を行うには多額の費用がかかりますので、非常に困難であると考えます。</p>

【前期基本計画】
 分野別施策
 第5章 人と自然が共に生きる、地球環境にやさしいまち - 環境 -
 第2節 循環型社会の構築
 施策1 地球温暖化対策の推進

	意見の概要	意見に対する市の考え方
119	地球温暖化対策として、「電力・ガス」のCO ₂ 排出量削減が目標になっているが、ガソリン・灯油、プロパンなど化石燃料も含めるべきではないでしょうか。	<p>埼玉県資料では、家庭から排出される二酸化炭素量が、2000年では電気とガス由来のもので80%を占めております。したがって、電力・ガスの消費量を把握することにより、家庭における温室効果ガスの排出量の動向が推測できると考えられます。</p> <p>御指摘のガソリン、灯油、プロパンについては統計上の資料がないことから、電気の消費量のように市域全体の数字を把握することが困難なのが現状です。</p> <p>しかし、市内の各分野の主要事業者の売り上げ量を把握するなどの手法で消費動向を推測することは可能と思われま</p> <p>す。</p> <p>また、今後、市域全体で、温暖化対策のための事業展開を検討しておりますので、その中でガソリン、灯油、プロパン由来の温暖化ガス排出量を把握する仕組みを作っていきたいと考えております。</p>

【前期基本計画】
 分野別施策
 第5章 人と自然が共に生きる、地球環境にやさしいまち - 環境 -
 第2節 循環型社会の構築
 施策1 地球温暖化対策の推進
 施策の推進 1 省エネルギーの推進

	意見の概要	意見に対する市の考え方
120	市として省エネを推奨する以上「省エネ=我慢」だけではなく、上手な暮らし方や高効率な最新機器や技術の情報提供もしていかなければならないのではないのでしょうか？	<p>現在、家電製品・自動車・給湯器・住宅などの分野において技術の進歩により高効率の製品が開発され多数市場に流通しております。これらを上手に活用することによって、ふだんの生活を変えることなく、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑えることが可能となります。</p> <p>これらの製品は従来型に比べ価格面で割高なものが多いのですが、これを補うための、国（外郭団体等）の補助制度が利用できるケースが多数あります。</p> <p>様々な補助制度の情報を市民に提供することにより、省エネ機器、住宅等の普及啓発を図ってまいります。</p> <p>具体的には、家電製品購入の際に省エネタイプのものを選んでいただけるよう、省エネラベリング制度について情報を提供するなどの、「（仮）省エネ型機器等普及促進事業」の実施を予定しています。</p>

121	<p>太陽光発電以外にも、エコキュート（*）等省エネ性能の高い機器を検討し、補助金制度等の導入をお願いしたい。</p> <p>また、ハイブリット車や電気自動車の購入を促進したらどうか。</p> <p>*エコキュート：家庭用自然冷媒ヒートポンプ式給湯機の愛称。従来のフロンガス冷媒に比べて地球温暖化の影響が小さい二酸化炭素を冷媒にして高効率の給湯を行う。</p>	<p>現在、国では新エネルギー利用の分野において、財団法人等を通じ、住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱高度利用システム、CO2冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、高効率給湯器（エコジョーズ）等に対して補助制度を設けています。</p> <p>なお、本市においては、業界の技術動向、市場の動向や財政面とのバランス等を考慮しつつ、補助制度について検討してまいりたいと考えております。</p> <p>また、自動車の分野では、ハイブリッド自動車・天然ガス自動車を購入する際に利用できる補助制度を紹介しております。</p> <p>これらの補助制度について情報を提供することにより、低公害車の普及促進を図っていききたいと考えています。</p>
122	<p>私の家はオール電化住宅なのですが、節電が目標になると努力している家庭とそうでない家庭の差別化が図れないと思います。</p> <p>家庭で必要なエネルギーをいかに効率的に使用しているのかを評価し、CO2量などで比較することが地球温暖化対策であると思いますので、是非そのような取り組みにしていきたいと思いますと考えております。</p>	<p>現在、本市では平成15年度から省エネに取り組んだご家族を認定する「エコチャレンジファミリー認定事業」を実施しています。本事業は、省エネに気軽に取り組んでいただいたご家族を評価する仕組みになっていますが、これを皮切りに、さらなる省エネ活動につながるよう、省エネに取り組むご家庭を評価する新たな手段等の検討をしていききたいと考えています。</p>
123	<p>市民向けの省エネハンドブック等へも取り入れるべきと考える。</p>	<p>本市では平成10年度より、市民向け啓発資料として「知って得する省エネハンドブック」を、改訂・重版を重ねながら約2万部作成し、イベントや出前講座等で配布しています。省エネ製品情報や補助制度等を盛り込み本冊子の内容を充実させ、今後も活用を図っていききたいと考えています。</p> <p>また、今後、小学生を対象とした「（仮）省エネワークブック」の作成を予定しており、きめの細かい情報提供に努めていききたいと考えています。</p>
124	<p>新エネルギーの導入促進に付加して、次の普及促進事業を実施したら市民・業界ともに盛り上がると思います。</p> <p>高効率のエアコンや給湯器</p>	<p>2000年8月の省エネラベリング制度導入により、一部の家電製品等の省エネ効率が具体的な数値で示されるようになりました。エアコンもこの対象となっております。しかし、まだこの制度の知名度が低く、製品の買い替え等で十分生かされていないのが現実です。</p> <p>そこで、本市では「（仮）省エネ型機器等普及促進事業」を実施し、省エネ製品の普及啓発を図っていききたいと考えています。</p> <p>高効率の給湯器については国の補助制度が利用できることから、各種補助制度の情報提供を行い、普及啓発を図っていききたいと考えています。</p>

<p>【前期基本計画】 分野別施策 第5章 人と自然が共に生きる、地球環境にやさしいまち - 環境 - 第2節 循環型社会の構築 施策1 地球温暖化対策の推進 施策の推進 2 新エネルギーの導入促進</p>
--

	意見の概要	意見に対する市の考え方
125	<p>「まちの発電所・バイオガス発電と余熱利用」モデルプラントをもとに、一定規模の実用型発電施設・バイオジーゼルオイル（*）製造施設と余熱利用施設建設を計画立案する。 バイオジーゼルオイルはごみ収集車の燃料等に活用できる。 *バイオジーゼルオイル：食用油として利用した菜種油を回収し、軽油に代わる燃料として利用する。</p>	<p>本市における家畜飼養農家数（戸数）が非常に少ないため、家畜類に由来するバイオガスの有効利用については未検討です。発電プラントを稼働させる程度のバイオガスが確保できるかを含め、この分野の基礎情報を収集していきたいと考えています また、廃油をバイオジーゼルとして再利用する事例が、一部の自治体や環境団体で見られます。しかし、廃油利用を主眼とするこの分野についてはまだ技術的にも未熟な部分が多いため、今後は、情報の収集・研究を図っていきたいと考えています。</p>

<p>【前期基本計画】 分野別施策 第5章 人と自然が共に生きる、地球環境にやさしいまち - 環境 - 第2節 循環型社会の構築 施策1 地球温暖化対策の推進 施策の推進 3 その他地球温暖化対策の推進</p>
--

	意見の概要	意見に対する市の考え方
126	<p>川越市水上公園内や大規模な公園等でコンクリートやアスファルト等により地表上の温度上昇が引き起こっているため、地表上の温度上昇を抑制するため土を硬化させた表層にするような取り組みも考えに入れてもらいたい（残土等のリサイクルとしても寄与できるのでは）。</p>	<p>緑地、水面の減少と舗装面の増大による地表面の人工化が、いわゆるヒートアイランド現象の原因のひとつといわれています。 本市では「川越市環境にやさしい率先実行計画（公共事業における環境配慮編）」の中で公園、緑地の整備に関する環境配慮方針を定めています。そこには、関係各課が配慮すべき項目として、「環境保全・活用項目 表土の保全と活用を図る」を掲げています。 公園の整備にあたっては、環境に配慮した設計・施工を実施していく必要があると考えています。 御意見の中にある土系舗装につきましては、特に園路等を必要とする（仮称）川越市森林公園、伊佐沼公園等の大規模な公園整備の際に導入の検討を行ってまいりたいと考えています。</p>

【前期基本計画】

分野別施策

第5章 人と自然が共に生きる、地球環境にやさしいまち - 環境 -

第2節 循環型社会の構築

施策2 ごみの減量・資源化

	意見の概要	意見に対する市の考え方
127	<p>川越市では、ごみの分別が他の行政と比較しても大変細かく行われていると思います。当初は面倒臭いと思っておりましたが、資源の有効利用を考えると当然で、今ではリサイクルに貢献している気持ちも芽生えております。</p> <p>しかし、本文中の「大量リサイクルを加えた社会が・・・」は、分別化の徹底による結果が果たして良いことなのか疑問に感じられる文面ではないかと思えます。</p> <p>せっかくリサイクルを重要なことと受け止め細かく分別を行っている市民にとっては、その効果を評価していくほうがやりがいにつながるのではないかと感じます。</p>	<p>ごみ問題の解決には、分別の徹底によるリサイクルは重要なことです。しかし、平成12年に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物等の処理の優先順位として、第一に「発生抑制（リデュース）」、第二に「再使用（リユース）」、第三に「再生利用（リサイクル）」、そして最後に「適正処理」と定められています。</p> <p>ごみを出しても「リサイクルすればいいんだ」と言う考え方では、ごみ問題に対して根本的な解決にはなりません。大量に生産され、消費され、リサイクルされることより、一歩先に進んで「ごみを出さない、発生させない」と考えるような生活習慣が最も必要と考えておりますのでこのような表現となりました。</p> <p>しかしながら、市民のごみに関する意識も確実に向上していることから、次のとおり修正します。</p> <p>【原案】 しかしながら、ごみの総排出量自体は横ばいの状態であり、大量生産・大量消費・大量廃棄の生活習慣は改善されず、更に大量リサイクルを加えた社会が到来してきており、リサイクルの推進による経費の増大が懸念されます。</p> <p>【変更後】 大量生産、大量消費、大量廃棄の生活習慣は徐々に改善されつつあります。しかしながら、今後更なるリサイクルを推進することにより、それにかかる経費の増大が懸念されます。</p>
128	<p>「現状と課題」の下から2行目を「行うよう事業者と協力を求めます。更にごみの細分別化に伴い、その収集費用は増大し財政に影響に及ぼすことから、拡大製造者責任が反映されるよう、積極的に国や業界に働きかけていきます」と変更すべき。</p> <p><理由>川越市の財政危機を回避するにはこのような強い意志をもった言葉が必要。</p>	<p>拡大生産者責任の徹底については、本市だけでは実現不可能です。現在、国においては、容器包装リサイクル法における拡大生産者責任の拡充を検討している状況です。</p> <p>今後も国や事業者に対して、拡大生産者責任の徹底を促していく考えです。</p>

【前期基本計画】
 分野別施策
 第5章 人と自然が共に生きる、地球環境にやさしいまち - 環境 -
 第2節 循環型社会の構築
 施策2 ごみの減量・資源化
 施策の推進 1 減量化の推進

	意見の概要	意見に対する市の考え方
129	現状と課題において「ペットボトル、その他プラスチック製容器包装などの分別収集を実施し、リサイクル率は着実に向上している」とあるが、現状だと市民の善意を期待しているだけであり、分別していない人は野放し状態とを感じる。ゴミの有料化を視野に入れ早めの対応をすべきと思う。	国においても環境省令に「有料化」を追記する検討を行っています。本市においても、ごみの減量化・資源化施策の充実を図ると共に、今後「ごみの有料化」を検討していきます。
130	リサイクル目標の設定を義務付ける（電気になること等再資源化をポイント化して付与する）。	各家庭でのリサイクル率の設定は、毎日発生するごみの計量を行わなければならない、市民の皆様には非常に手間のかかる作業です。また、ポイント化するには市において裏づけを行わなければなりません。本市では約12万世帯あるため、その事務処理は非常に困難であると考えます。

【前期基本計画】
 分野別施策
 第5章 人と自然が共に生きる、地球環境にやさしいまち - 環境 -
 第2節 循環型社会の構築
 施策3 廃棄物の適正処理
 施策の推進 1 一般廃棄物（ごみ）の適正処理

	意見の概要	意見に対する市の考え方
131	「現状と課題」及び1にある「循環型社会」という言葉は削除し、新たに「環境に配慮した安全で安心した」とする。 <理由>「循環型社会に配慮した」という言葉から今までの新清掃センター建設を継承するという意味が含まれている。 近隣住民の安全な生活を確保すること及び規模や建設費を見直し、財政負担を軽減することが早急に必要である。 新技術であるガス化溶融炉の問題をもう一度検証し、長期使用に耐えられる炉の建設をするうえで「循環型社会」という表現は避けるべきである。	循環型社会形成推進基本法において、循環型社会とは「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義されています。 原案においても同法の定義に則り用語を使用しています。

132	地域地区別のごみ分別の細分化による減量のモデル事業を推進してほしい。	現在、本市では9分別となっていますが、紙類はさらに4分類に分けていますので、合計12分類に分けていることとなります。また、不燃ごみについても手作業や磁選機などにより資源となるものを抜き取っています。さらに、近年では資源となるものでも有償で売却できず、費用がかかる品目が多くなっています。こうした中でさらに細分化すると、行き先の確保や経費の問題など難しい状況です。紙類の中で「雑がみ」などは、まだまだ可燃ごみの中に含まれているため、この分別徹底をさらに推進していきたいと考えております。
133	地域地区別のブロック別のごみ収集とごみ処理の堆肥化についてモデル事業を推進してほしい。	「ブロック別のごみ収集」は、現在でも自治会別に収集日を決め実施しています。「堆肥化」については、分別の徹底、堆肥の需要先の確保など難しい状況がありますが、月吉町の集合住宅における堆肥化事業や他市の状況を調査し検討していきたいと考えております。
134	いるま野農協・地域農家と協働プロジェクトで生ゴミの堆肥化と有機農業の推進をしてほしい。	「堆肥化」については、分別の徹底、堆肥の需要先の確保など難しい状況がありますが、月吉町の集合住宅における堆肥化事業や他市の状況を調査し検討していきたいと考えております。
135	<p>「新清掃センター計画の根本的な見直し」提案</p> <p>「本計画を白紙にもどし、計画を根本から見直し、方式及び業者の選定もやりなおす」ことを提案する。</p> <p><理由></p> <p>いろいろな経過はあろうが不透明な部分が多く、時間の経過により客観的な情勢が変化している。したがって、</p> <p>設備規模・処理方式を安全性、安定性、経済性の面から十分な検討を加えると同時に、国が進める「バイオマス・ニッポン総合戦略」に則った形での根本の見直しを行ってほしい。</p> <p>基本仕様及び基準を明確にし、市民にわかりやすい形での方式の決定及び業者の選定を行ってほしい。(行政、市民、学識経験者)</p>	<p>市町村における一般廃棄物の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市町村の総合計画基本構想に即したごみ処理基本計画により実施されます。</p> <p>新清掃センター建設計画につきましては、本市の一般廃棄物処理事業の一部である施設整備の中の計画のひとつであり、その取り扱いのごみ処理基本計画或いは個々の具体的な計画において示すものと考えています。</p>
136	新清掃センターの建設が遅れている現状では、ゴミの減量は緊急課題である。あわせて資源再生のリサイクルの徹底を図るための市民啓発の努力が足りない。市民のボランティア意欲の引き出しに努力を傾けて欲しい。	<p>ごみの減量・資源化促進のため、出前講座、広報などを通しての啓発を積極的に行うと共に、フリーマーケット・イベント情報などの情報提供を実施していきます。</p> <p>また、各自治会から推薦された「かわごえ環境推進員」により、自主的な活動が地域で行われるよう努力していきます。</p>

137	空缶や煙草の吸殻などのポイ捨て対策でも、生産者と販売者の責任をもっと追及すべきである。売りっぱなしでは行政頼みと言うような無責任体制を止めさせる「川越方式」を研究して欲しい。	現在、ポイ捨て禁止条例の必要性、効果等について検討している状況ですが、行政だけで全て処理することは妥当ではないと考えております。今後、国や事業者に対し拡大生産者責任が反映される仕組みとなるよう働きかけたいと考えております。
-----	---	---

<p>【前期基本計画】 分野別施策 第5章 人と自然が共に生きる、地球環境にやさしいまち - 環境 - 第2節 循環型社会の構築 施策3 廃棄物の適正処理 施策の推進 3 産業廃棄物の適正処理</p>

	意見の概要	意見に対する市の考え方
138	<p>東京都の公営事業である「スーパーエコタウン事業」において、民間業者（東京臨海リサイクルパワー）が産業廃棄物と感染性医療廃棄物のごみ焼却発電プラントを平成18年度より運転を開始し、東京都以外の廃棄物も受け入れるようである。</p> <p>現状としてただ焼却や破碎して埋め立てている産業廃棄物であれば、このような施設へ持ち込むことが再資源化・適正処理に大変有効ではないでしょうか？</p>	<p>廃棄物については、焼却の際のエネルギー利用など2次利用可能な施設で処理できることが望ましいですが、実際にはそのような施設が少ないのが現状です。</p> <p>産業廃棄物の処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）上、排出事業者が責任を持って処理することになっており、処理方法は処理費用等の観点から排出事業者が選択するものとなります。また、産業廃棄物の処理には処理費用だけでなく運搬費用等も掛かることから排出現場から処理施設までの距離が長いと費用的にも厳しいものとなります。</p> <p>市としては、第一に廃棄物の発生を抑制すること、第二に可能な限り有効利用できるような処理方法を検討することを事業者に対して指導してまいります。</p>
139	<p>収集運搬業者・中間処理業者への補助金制度として、現状処理費用とリサイクルプラント持ち込み処理費用の差額の一部を補助したらどうか。</p>	<p>産業廃棄物の処理は、廃棄物処理法上、排出事業者自らが処理することと規定されています。自ら処理できない場合に処理を許可業者に委託することとなりますが、当該処理についても排出事業者の責任の上処理することとなります。そのため、市が廃棄物のリサイクルを事業者に強制することはできません。</p> <p>リサイクル可能なものはリサイクルすることが望ましいですが、リサイクル費用が処分費用より高くなっているのも現状です。</p> <p>市としては、補助金を負担する考えはありませんが、リサイクル製品の需用が伸びるよう市民に啓発する必要があると考えています。リサイクル製品の需用が伸びればリサイクル費用も処分費用より安価になると考えられます。</p>

【前期基本計画】
 分野別施策
 第5章 人と自然が共に生きる、地球環境にやさしいまち - 環境 -
 第2節 循環型社会の構築
 施策3 廃棄物の適正処理
 施策の推進 4 不法投棄対策の徹底

	意見の概要	意見に対する市の考え方
140	ゴミの不法投棄防止対策や普及啓発を徹底してほしい。	ごみの不法投棄対策については、監視パトロールや監視カメラの効率的活用、かわごえ環境推進員の方々との連携により推進したいと考えています。 また、普及啓発につきましても、広報、出前講座等のあらゆる機会を捉えて行いたいと考えています。
141	まちのポイ捨てゴミをなくす方策は、市民啓発の一語に尽きる。地域に貢献したいと思っている市民はいっぱいいるはずだ。この潜在力をどう引き出すか、行政がもっと市民に呼びかけるべきである。	ポイ捨ては、モラル、マナーに起因するところが非常に大きく、市民の方々の自発的なモラルの向上が期待されます。今後も、あらゆる機会を捉えモラル、マナー向上の啓発活動に努めたいと考えております。

【前期基本計画】
 分野別施策
 第5章 人と自然が共に生きる、地球環境にやさしいまち - 環境 -
 第3節 環境保全対策の推進
 施策1 自然環境の保全
 施策の推進 1 緑の保全と活用

	意見の概要	意見に対する市の考え方
142	緑の保全、水辺環境の保全、水・土壌環境の保全、大気環境の保全について、どのような対策をしてくれるのか期待している。	緑の保全対策については、特別緑地保全地区の指定などの緑樹林の保全施策を、水辺環境の保全対策については、水辺を活用した啓発事業や、生態系の保全を意識した施策を実施していきたいと考えています。 また、従来からの事業所指導を継続して実施するとともに、土壌汚染、新たな化学物質対策等について、的確に施策を実施してまいります。

143	<p>緑地の保全については、森林指定事業、保存樹林・樹木指定事業、くぬぎ山自然再生事業を展開している内容は理解できます。</p> <p>緑地の保全に対する解決策として、開発抑制措置、相続時の保全のための優遇措置、緑地の手入れをする地権者への税制優遇措置、産業廃棄物規制の強化などが考えられるが、これらの解決策を市民との意見交換の場を設けるなどにより協働で推進していく必要がある。</p> <p>緑地の保全の方法は、雑木林などの公有地化のほか、地権者からの貸借、地権者への保全委嘱による優遇措置などがある。</p>	<p>緑地の保全については、開発抑制措置や相続時の優遇措置、地権者への優遇措置など、制度や利害が絡む課題もあります。今回の総合計画は市民との協働によるまちづくりをめざしておりますので、可能な範囲において、市民と協議をし、進めていきたいと考えます。</p> <p>雑木林の公有地化事業として、(仮称)川越市森林公園計画地において、引き続き実施をしていきたいと考えております。また御指摘のくぬぎ山地区においても、現在検討をしている特別緑地保全地区の指定などにより緑地の保全を推進してまいりたいと考えています。</p>
-----	--	--

<p>【前期基本計画】 分野別施策 第5章 人と自然が共に生きる、地球環境にやさしいまち - 環境 - 第3節 環境保全対策の推進 施策1 自然環境の保全 施策の推進 2 緑の創出</p>	
---	--

	意見の概要	意見に対する市の考え方
144	<p>新エネルギーの導入促進に付加して、次の普及促進事業を実施したら市民・業界ともに盛り上がると思います。</p> <p>屋上、壁面の緑化やビオトープの復元 コンクリートやアスファルトに変わるエコ舗装(ウッドチップ舗装・土舗装等)</p>	<p>新エネルギーの導入促進という観点と同時に、身近な緑を増やすこと、ヒートアイランド現象を抑制するという観点から屋上、壁面の緑化の推進を考えています。</p> <p>エコ舗装(ウッドチップ敷詰め、植生ブロック等)については、使う人(車椅子利用者、高齢者等)により設置場所を選択することから、機会を捉えて実施していきたいと考えています。</p>

【前期基本計画】

分野別施策

第5章 人と自然が共に生きる、地球環境にやさしいまち - 環境 -

第3節 環境保全対策の推進

施策2 生活環境の保全

施策の推進 2 大気環境の保全

	意見の概要	意見に対する市の考え方
145	光化学スモッグなど市民への健康面に多大な影響が生ずる大気汚染に関しては、厳しい姿勢で取り組むべきである。同時に大気環境に悪影響を及ぼす機器への規制や環境に優しい電気製品などの普及活動が重要であるとする。	光化学スモッグ等の緊急時に関しては、広域的な対策が必要なため、埼玉県等に協力して対応を行っています。また、発生施設に対しては大気汚染防止法等に基づき指導します。
146	施策の中で、「アイドリング・ストップ運動や低公害車の普及啓発を推進する」とあるが、カーシェアリングを取り入れるなど考えに含めてもらいたい。	アイドリング・ストップ運動や低公害車の普及啓発を進める中で、他の方策についても検討します。

【前期基本計画】
 分野別施策
 第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち - 地域社会と市民生活 -
 第1節 ふれあいと思いやりのある地域社会の形成
 施策1 地域コミュニティ活動の推進

	意見の概要	意見に対する市の考え方
147	地域住民（特に若い人）が魅力を感じられるコミュニティを形成するよう、自治会に抜本的な改革をする施策を明示していただきたい。	自治会は任意団体ですので、強固な協力関係を持つ中で、よいところを引き出して、コミュニティ活動を推進していきたいと考えます。 今後は自治会連合会と協働で自治会の問題点を改革していきたいと考えていますので、記述の追加は行いません。
148	市民参加を促進させるためには、川越市の自治会のあり方の再検討と活性化が緊急の課題である。 ゴミゼロデーにしても、毎月実施がなぜ出来ないのか検証したい。 「クリーン川越市民運動推進協議会」と名前はもっともらしいが、「市民運動」にどれだけの「推進」努力を払って来ているのだろうか。市民の意欲をどれだけ引き出すか工夫が欲しい。	ごみゼロ運動については、昭和58年より実施しており、近年では各地域に根付いた行事となっています。毎月行うとなると、通常の収集・処理の作業、経費等の問題があり困難が予想されます。 自治会によっては、毎月清掃活動を実施している自治会もあります。市では、こうした団体に対して、ゴミ袋の支給や用具の貸与を行っており、今後も支援していく考えです。
149	「現状と課題」及び「施策の推進」では、地域コミュニティは依然として自治会に大きく頼っていることが明確になっている。 しかし、自治会は任意団体で川越市行政の下部組織ではない。自治会に頼る現状はやむを得ないが、「ふれあいと思いやりのある地域社会の形成」には地域コミュニティに関わるたくさんの組織が横のつながりをもって相互協力できる体制づくりを明確にするべきである。 よって、「地域コミュニティのあり方については検討、協議の場として地域コミュニティ推進協議会を設け、自治会やNPO等の市民団体と連携して地域コミュニティの推進を図ります」といれることを希望します。	川越市の現状としては、自治会は行政を進める上で最も協力関係にある団体であり、その影響の及ぶ範囲も市内全域であることから、自治会を中心としたコミュニティづくりは今後も続くと考えられ、自治会を主体とした計画にしております。 しかしながら、多様な価値観と課題が生じている現代においては、NPO等の市民活動団体と協働することも重要であり、自治会やその他の団体がつながりを持つ必要もあります。 したがって、現状と課題においてNPO等の市民活動団体や企業とのパートナーシップについて整理し、6-1-1-施策の推進2「コミュニティー団体への支援」（計画案では「コミュニティ活動の促進」に変更）に位置付けています。
150	地域コミュニティ単位で、各種事業のモデル地域に指定し、地域活動の活性化を図るべきではないか。	コミュニティの活性化を図るために、モデル地区を設定してモデル事業を実施してもらい、他の自治会にその事業を取り入れてもらうことは有効であり、6-1-1-施策の推進1「コミュニティ意識の形成」の中で具体策として取り入れていきたいと考えます。

151	地域社会ごとに（高齢者も子供も簡単に活用できる）地域社会ITネットワークの施策を明記していただきたい。	市はコミュニティを活性化するうえでITの活用は有効であると考え、6-1-1-施策の推進1「コミュニティ意識の形成」においてインターネットなどの活用を計画しておりますが、基盤整備には経済的・時間的にもかかると思われま す。 各個人が持っているパソコン・携帯電話等に情報を配信することなどは検討したいと考えます。
152	地域のために動ける自治会づくりを目指して欲しい。	御指摘の点は6-1-1-施策の推進1「コミュニティ意識の形成」においてよりよい自治会づくりを目指し計画していま す。
153	自治会内での情報伝達のシステムを構築して欲しい。（現状の回覧板に変わり敏速に伝達できる方法の確立と、その基盤整備を進めて欲しい。）	御指摘の点は6-1-1-施策の推進1「コミュニティ意識の形成」においてインターネットなどの活用について計画して おりますが、基盤整備には経済的・時間的にもかかると思われ、回覧版を継続する中で自治会連合会と協力しながら検 討していきたいと考えます。

<p>【前期基本計画】 分野別施策 第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち - 地域社会と市民生活 - 第1節 ふれあいと思いやりのある地域社会の形成 施策3 男女共同参画社会の実現</p>
--

	意見の概要	意見に対する市の考え方
154	各審議会等への女性委員の登用割合（平成16年4月1日現在）の表には、規則、要綱、などで設置されている39の審議会のデータは含まれていないのではないかと。	施策の指標にある「各種審議会等への女性委員の登用割合 27.4%（現状値）」とは、行政委員会及び法律・条例に基づく執行機関の附属機関を対象とするもので、これは、他市町村との比較において、国及び県等の調査における基準とあわせたものです。 しかし、計画においては、法律や条例に基づく各種審議会等の女性委員の登用割合のみの向上を図るものではなく、規則・要綱等により設置されたもの等を含む「政策・方針決定過程」への男女の共同参画を図るための指標として位置づけています。

【前期基本計画】

分野別施策

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち - 地域社会と市民生活 -

第2節 安全で安心な暮らしの確保

施策1 防災体制の整備

施策の推進 1 地域防災計画の推進

	意見の概要	意見に対する市の考え方
155	地域社会の防災対策体制づくりのシステム形成の施策を明記していただきたい。	川越市の防災対策につきましては、「川越市地域防災計画」を策定しており、社会環境の変化を踏まえて、その計画の定期的な見直しを実施していく予定です。 御指摘の点については前述の「川越市地域防災計画」において計画を策定しておりますので、総合計画での記述の追加は行いません。
156	災害時の安全な避難のため、地区の危険箇所を詳細に示すハザードマップの作成と日常において状況確認を含めた避難シュミレーションを実施する。	災害時に安全に避難するため、地区の危険箇所を把握しておくことは重要です。そのためにはその地区の住民の自主的な取り組みが効果的であると考えております。 また避難シュミレーションは、自主防災組織等の地域住民による避難訓練が望ましいと考えております。
157	災害弱者とされる子供や高齢者の安全な避難体制が必要となるため、きめ細かなハザードマップづくりと、その適切な更新を行う。 小学校高学年を中心に防災教育を実施すれば、日常の通学路が避難経路にあたるなどの点から、比較的容易に危険度の判定や避難方法を学習することは可能であり、高齢者の避難等の介助もある程度可能になる。	地域の特性を踏まえながら、地域の危険箇所を把握しておくことは重要です。そのためには地域住民の自主的な取り組みが効果的であると考えております。 なお、ハザードマップ作成に当たっては、様々な災害における被害想定の研究の必要性があると考えられます。
158	ITを活用した詳細な防災情報地図の作成の施策を明記していただきたい。	「川越市地域防災計画」の定期的な見直しの際に、その計画の中で検討すべき課題であると考えております。

【前期基本計画】
 分野別施策
 第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち - 地域社会と市民生活 -
 第2節 安全で安心な暮らしの確保
 施策1 防災体制の整備
 施策の推進 2 災害応急対策の充実

	意見の概要	意見に対する市の考え方
159	災害弱者（高齢者、障害者）に対する情報伝達、避難誘導體制の徹底（日常におけるハザードマップの確認と自主防災組織による避難誘導や経路における安全性の確保）、支援計画、交流促進等の施策を明記していただきたい。	災害時に災害時要援護者が適切な防災行動をとることは、必ずしも容易ではなく、防災環境の整備や支援等に向けた防災対策の検討が重要であると考えております。 【追加】 6-2-1- 施策の推進2に「 高齢者、乳幼児、障害のある人、外国籍市民等の災害時要援護者の安全を確保するため、災害情報の伝達方法や避難・誘導體制の充実を図ります。」を追加します。
160	備蓄庫と一体となった避難場所や避難施設を適正に配置するとともに、避難時には即時に対応できる管理運用システムの構築が欠かせない。	避難場所となる市立の小・中学校に、余裕教室等を利用した備蓄品保管室の整備を進めており、災害発生後直ちに必要となる救助用資機材、食糧及び生活必需品等を備蓄しています。
161	帰宅困難者対策を計画に入れておくべきだ。	「川越市地域防災計画」の定期的な見直しの際に、その計画の中で検討すべき課題であると考えております。

【前期基本計画】
 分野別施策
 第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち - 地域社会と市民生活 -
 第2節 安全で安心な暮らしの確保
 施策1 防災体制の整備
 施策の推進 3 防災意識の普及・高揚

	意見の概要	意見に対する市の考え方
162	県の防災センターにおける体験学習を教育の一環として行って恐怖心を緩和し、心的ストレス障害を防止する。	災害時に応急対策を円滑に実施するためには、埼玉県防災学習センターでの防災に関する体験学習ばかりではなく、防災訓練の充実が望ましいと考えております。
163	防災に対する市民意識を高める施策を明記していただきたい。	御指摘の点については、防災意識の高揚のために地域防災訓練の充実、防災ポスターコンクールや総合防災訓練の実施を計画しております。 その他の対策につきましては「川越市地域防災計画」において計画しております。

【その他】

	意見の概要	意見に対する市の考え方
164	総合計画に基づいて具体的に事業を進めるとき、かわごえ市民会議の提言書を一つの参考にも、道しるべにもしていただきたいと思う。	「かわごえ市民会議」から提出された最終提言書の内容は、原案にできるだけ反映するよう努めたところですが、今後第三次川越市総合計画に基づく事業の推進においても、御意見を参考にさせていただきたいと考えています。
165	議員の数が少なくなれば、問題ごとに市民との対話の機会が必要になってくる。	地方公共団体の組織は、長と議員の双方を分離して住民の直接公選とする「大統領制」を採用していることから、長と議会の関係は相互に独立・対等の関係とすることを原則としています。 また、議会の機能も、地方公共団体の意思を決定する機関としての役割とともに、行政の執行に対して監視する役割を担っております。 したがって、長と議会の関係が独立・対等の関係にあることを考慮すると、議会の組織や運営については、議会によるところであり、行政を総合的、計画的に運営するための指針となる総合計画に位置付けることは適切ではないと考えます。 なお、市政運営におきましては、行政と市民との対話の姿勢は重要であると考えられますので、今後も市民参加の推進に努めます。
166	「市議会議員の各種委員会における手当」について見直しが必要ではないか。	地方公共団体の組織は、長と議員の双方を分離して住民の直接公選とする「大統領制」を採用していることから、長と議会の関係は相互に独立・対等の関係とすることを原則としています。 また、議会の機能も、地方公共団体の意思を決定する機関としての役割とともに、行政の執行に対して監視する役割を担っております。 したがって、長と議会の関係が独立・対等の関係にあることを考慮すると、議会の組織や運営については、議会によるところであり、行政を総合的、計画的に運営するための指針となる総合計画に位置付けることは適切ではないと考えます。 なお、議会の議員が審議会等の委員や監査委員・農業委員会の委員として職務に従事した場合は、地方自治法等により自治体が報酬を支払わなければならないとされており、法令の趣旨に照らした適正な支出に努めているところです。
167	市議会議員の政務調査費とは、本来議員の資質を高めるための調査研究に対し支給されるべきものと考えますが、現在では各会派に支給され、領収書も不要である。調査費の性格からして議員本人に支給し、用途を明確にして領収書の添付を義務づけるべきではないか。	地方公共団体の組織は、長と議員の双方を分離して住民の直接公選とする「大統領制」を採用していることから、長と議会の関係は相互に独立・対等の関係とすることを原則としています。 また、議会の機能も、地方公共団体の意思を決定する機関としての役割とともに、行政の執行に対して監視する役割を担っております。 したがって、長と議会の関係が独立・対等の関係にあることを考慮すると、議会の組織や運営については、議会によるところであり、行政を総合的、計画的に運営するための指針となる総合計画に位置付けることは適切ではないと考えます。

168	<p>「新たな行財政運営システムの構築」の現状と課題に「市民との協働によるまちづくりの推進と財政運営からもより一層開かれた議会のあり方を求めて抜本的な改革をする必要があります」と付け加えることを希望します。</p>	<p>地方公共団体の組織は、長と議員の双方を分離して住民の直接公選とする「大統領制」を採用していることから、長と議会の関係は相互に独立・対等の関係とすることを原則としています。</p> <p>また、議会の機能も、地方公共団体の意思を決定する機関としての役割とともに、行政の執行に対して監視する役割を担っております。</p> <p>したがって、長と議会の関係が独立・対等の関係にあることを考慮すると、議会の組織や運営については、議会によるところであり、行政を総合的、計画的に運営するための指針となる総合計画に位置付けることは適切ではないと考えます。</p>
169	<p>行財政改革に「市議会の改革」も入れてください。</p>	<p>地方公共団体の組織は、長と議員の双方を分離して住民の直接公選とする「大統領制」を採用していることから、長と議会の関係は相互に独立・対等の関係とすることを原則としています。</p> <p>また、議会の機能も、地方公共団体の意思を決定する機関としての役割とともに、行政の執行に対して監視する役割を担っております。</p> <p>したがって、長と議会の関係が独立・対等の関係にあることを考慮すると、議会の組織や運営については、議会によるところであり、行政を総合的、計画的に運営するための指針となる総合計画に位置付けることは適切ではないと考えます。</p>
170	<p>議員定数の削減、30人くらいの少数精鋭が望ましい。</p>	<p>地方公共団体の組織は、長と議員の双方を分離して住民の直接公選とする「大統領制」を採用していることから、長と議会の関係は相互に独立・対等の関係とすることを原則としています。</p> <p>また、議会の機能も、地方公共団体の意思を決定する機関としての役割とともに、行政の執行に対して監視する役割を担っております。</p> <p>したがって、長と議会の関係が独立・対等の関係にあることを考慮すると、議会の組織や運営については、議会によるところであり、行政を総合的、計画的に運営するための指針となる総合計画に位置付けることは適切ではないと考えます。</p>